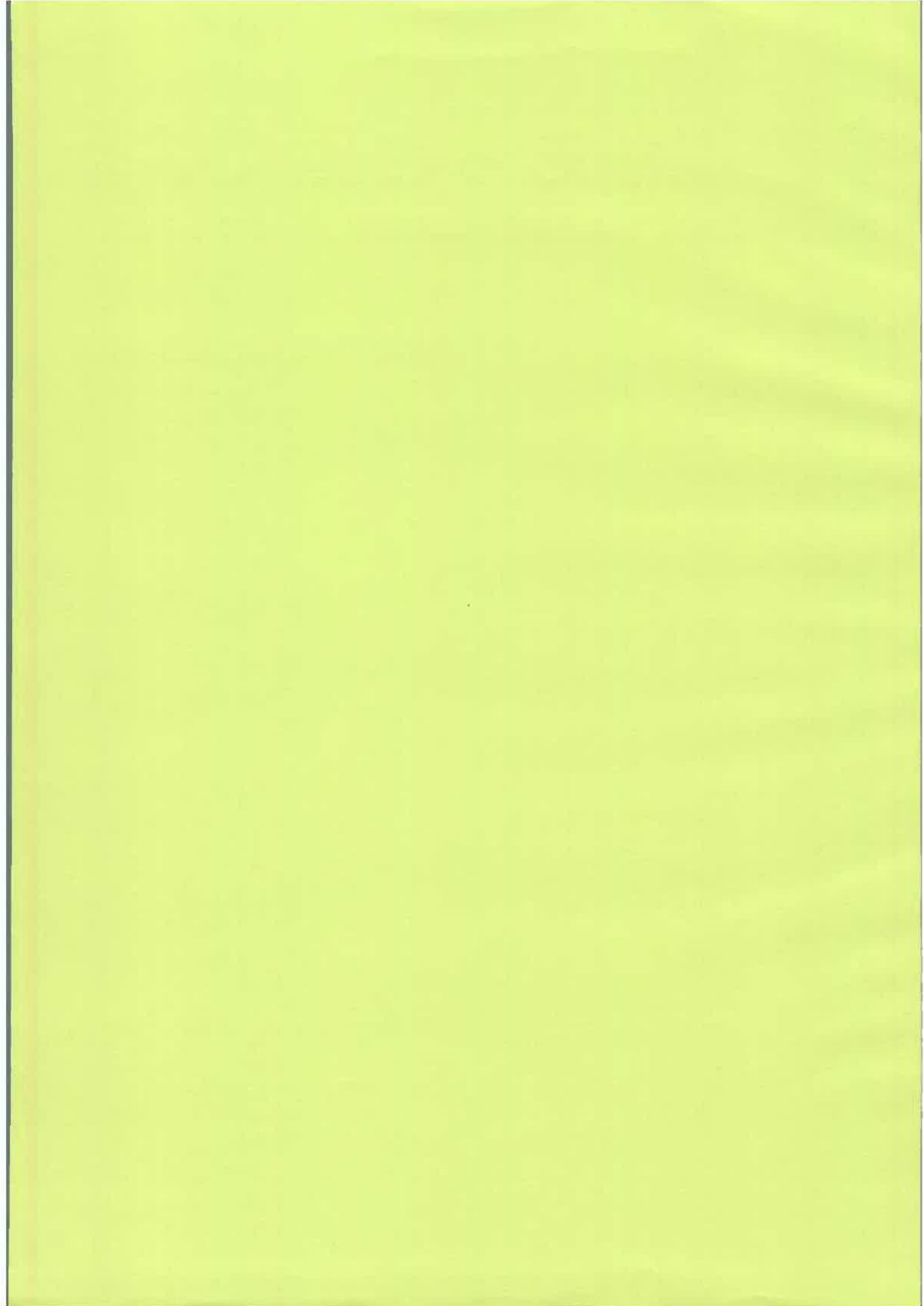


多摩川がもっと近くなる

～多摩川に関する総合的施策推進に向けた7つの提言～

平成17年度政策課題研究 報告書

平成18年 3月



まえがき

川崎市では、総合的・市民的視点から政策立案できる職員を養成することを目的として「政策課題研究制度」を発足させ、今年で11年次目を迎えました。

今年度は、『多摩川に関する総合的施策推進に向けて～「多摩川にかかる全体計画」策定に向けた提言～』をテーマに設定し、公募・推進による各局横断的な5名の職員によって、この報告書をまとめていただきました。

新しい世紀、21世紀には新しい価値が生まれ、経済優先から人間尊重の社会へ、さらに大量消費から持続可能な循環型社会への転換は、今世紀の直面する重要な課題です。物質的な豊かさから心の豊かさを求める時代へと人間生活の価値観は確実に変化しつつあります。21世紀は、水や緑、環境や教育に新しい価値と可能性を求める時代となり、社会の高度化、情報化が進展すればするほど、憩いやゆとり、山や川などの自然との交わりに価値を見いだすようになるでしょう。今、全国でも川に親しみ川に学ぶシステムづくりに取り組む動きが見られます。川崎市では、2005（平成17）年度から環境局緑政部に多摩川施策推進担当が設置され、貴重な自然空間である多摩川の魅力を活かす総合的な施策展開ができるような「多摩川にかかる全体計画—多摩川プラン」の策定に市民とともに取り組んでいます。

研究にあたり、事務局からお願いしたことは、実際に多摩川に行き、多摩川で活動されている方々に接し、豊かな環境や人的資源の把握に努めるということでした。全国的な動向を踏まえつつ、若い職員の人たちの新鮮な視点と豊かな発想で、多摩川の魅力と特性を活かすことのできる研究を進めていただくことが研究チームの皆さんへの願いでした。

このような期待と課題を背負い、「多摩川」という大変大きな広がりを持つテーマについて調査研究するため、研究員の皆さんは随分と努力を重ねました。積極的に様々な現地に足を運び、自主的に集り、論点を整理し深めるために夜遅くまで活発な議論を行いました。

このような作業を経て、「多摩川がもっと近くなる～多摩川に関する総合的施策推進に向けた7つの提言～」がまとまりました。川崎市が南北を多摩川によって一筋の流れで結ばれているように、多摩川と市民が固く結ばれた新しい関係を作り上げるための、多摩川に人々をより近づける具体的な提案です。

一つ一つの提案は、職員の真摯な思いの表れですが、掘り下げ方に差のある個所もあります。それも多忙な業務の合間に短期間に報告書をまとめるという意味では仕方がないことでしょう。実効性のある政策に到達するためにはさらに、様々な意見の積み重ねが必要かもしれません。新しい時代にお年寄りから子供まで誰もが明るく生き生きと、多摩川の魅力を謳歌できるまちづくりの方向性を描いたものとして、一つのたたき台としてこの研究を活かしていただきたいと思えます。

最後になりましたが、今回の研究成果は、たいへん多くの方々のご協力によって作り上げられたものです。多摩川の源流や他の河川でお世話になった方々はもとより、多忙な中、当研究チームへの参加を快く認めてくださった上司の方々、職場の皆さまに対して、あらためて感謝の意を表したいと思えます。

2006年3月

総合企画局政策部

目次

研究をはじめるにあたって	1
第1章 多摩川の姿	3
1 はじめに	4
2 都市における多摩川の位置付け	5
(1) 都市河川の現状	
(2) 多摩川の特徴	
(3) 川崎市における多摩川	
3 水質から見た多摩川の現状	11
(1) 多摩川の水利・沿革状況	
(2) 多摩川流域の開発に伴う水質の経年変化	
(3) 環境基準からみた多摩川の水質	
(4) これから目指す多摩川の水質	
4 多摩川の歴史	20
(1) 川崎における多摩川の歴史	
(2) 二ヶ領用水：川崎を流れる第二の多摩川	
5 多摩川と市民、企業、行政の関わり	26
(1) 河川行政の転換	
(2) 川崎市行政の動き	
(3) 多摩川と市民・企業	
6 まとめ	43
第2章 多摩川と他河川	45
1 はじめに	46
2 他河川調査	46
(1) 多摩川の特徴・課題	
(2) 他河川の取り組み	
(3) 現地調査の選定	
3 多摩川源流現地調査	49
(1) 調査目的	
(2) 調査内容	
(3) 多摩川を視野に入れた考察	
4 先進地現地調査	52
(1) 調査概要	

(2) 調査目的	
(3) 栃木県真岡市自然教育センター	
(4) 栃木県真岡市鬼怒水辺観察センター	
(5) NPO法人小貝川プロジェクト21の取り組み	
(6) その他	
5 まとめ	64
第3章 7つの提言	65
1 提言に向けたポイント	66
(1) 市民協働による川づくり	
(2) 流域を意識した取り組み	
(3) 拠点を活かした取り組み	
2 市民協働による川づくり	
【提言1】多摩川の顔づくり ～河川敷における「花づくり推進地区」の設定～	68
(1) 現状	
(2) 提言	
(3) 今後の課題・展開	
【提言2】イベントでゴミ拾いをしよう！ ～多摩川におけるゴミ拾いの定着～	73
(1) 現状	
(2) 提言	
(3) 今後の課題・展開	
3 流域を意識した取り組み	
【提言3】流域マップで市域をつなぐ ～「流域」意識の共有化～	76
(1) 現状	
(2) 提言	
(3) 今後の課題・展開	
【提言4】源流に行こう！ ～源流と河口というほかにない特別な関係～	82
(1) 現状	
(2) 提言	
(3) 今後の課題・展開	
4 拠点を活かした取り組み	
【提言5】幸区船着場 ～賑わいの創出～	87
(1) 現状	
(2) 提言	
(3) 今後の課題・展開	
【提言6】等々力 ～市民ミュージアムを中心とした試み「多摩川とともに」～	93
(1) 現状	
(2) 提言	

(3) 今後の課題・展開	
【提言7】ニヶ領せせらぎ館 ～市民協働による環境学習のメニュー開発～	98
(1) 現状	
(2) 提言	
(3) 今後の課題・展開	

資料編

多摩川流域 関連団体一覧	106
(1) 川崎を拠点とした市民活動団体/NPOなど	
(2) 流域における市民活動団体/NPOなど	
(3) 流域における自治体関連の委員会など	
(4) 河川にかかわる財団/社団	
川崎市 緑の活動団体一覧	112
(1) 地域緑化	
(2) 緑地保全	
参考文献	116
(1) 書籍・資料・報告書など	
(2) ホームページ	
活動記録	120
お世話になった方々	122
研究をおえて	124
メンバー紹介	125

別紙 「多摩川流域つながりマップ～かわさき版～」

- 表紙 航空写真「古市場から河口に向かって」 提供：まちづくり局都市計画課
- 研究をはじめるにあたって 写真「東京からみた二子橋下流付近」 提供：市民局シティセールス・広報室

研究をはじめるとにあって

♪ああ 川の流れのように～

川は、単なる水の通り道というだけでなく、人と密接な関係にあった事から、昔からたくさんの方が歌が作られている。源流の一滴が小川となり、都会を流れて海へとそそぐ、そんな川の流れを見ているだけで、人の心は和むものである。



地球温暖化やヒートアイランド現象、資源の枯渇化など様々な環境問題が顕在化するなか、身近な自然環境である川の存在価値が見直され、河川整備においても、多様で豊かな自然環境を目指す多自然型川づくりが進められてきている。また、右肩上がりの経済発展や人口増加を前提とした「成長の時代」から、少子・高齢社会、「成熟の時代」へと移り変わり、地域特性を生かしたまちづくりが注目を集めている。都市面積の約1割を占める「河川空間」を、地域の素材として環境、文化、防災、健康、福祉、癒し等、様々な面でまちづくりに活かすことは重要であり、選択肢の少ない都市にあって、河川は可能性を秘めた空間といえる。

川崎市では、多摩川のもつ潜在能力をまちづくりに生かそうと、初めてとなる全体計画「多摩川プラン」の策定作業を平成17年度よりスタートさせている。

多摩川は、川崎市のシンボリック存在であると同時に、川崎のまちの歴史を形作ってきた重要な軸である。近年、100万匹以上の鮎が遡上するまでに水質が改善され、多種多様な活動の場として多くの人びとに親しまれているが、その反面、利用者のモラルの低下など課題も多い。

かつては暮らしと密接であった多摩川が、どのように現在に至っているのだろうか？また、川崎の人やまちとどのようにかかわってきているのか？本研究では、そんな多摩川と川崎の人やまちとの距離の変遷に着目しながら、研究を進めていく。

第1章では、都市における多摩川の位置付けや多摩川の水質、歴史、市民・企業・行政との関わりなど、多摩川の姿を明らかにするための基礎的調査を行なう。第2章では、流域を視野に入れた多摩川源流の現地調査や海外・国内の他河川の文献・現地調査を進めることで、多摩川の特徴をクローズアップさせている。第3章では、以上のことをふまえ、本研究におけるポイントを導き出し、広く市民の利用につながるような7つの提言を述べている。

提言を述べるにあたっては、上記の調査以外にも総合的な学習や多摩川サロンなど、実際に多摩川での活動に参加し市民との意見交換を行なっている。また、区役所や教育委員会など、施策を展開する上で連携の可能性がある関係機関への調査も行なうことで、自由な発想と合せて、施策への可能性についても探求した結果となっている。

内容的には不十分な点もあるが、ぜひご一読いただき、私たちの多摩川への思いを感じ取っていただければ幸いである。

平成17年度政策課題研究（国内）チーム・研究員一同

第1章 多摩川の姿

1 はじめに

川崎の地名の由来が、多摩川の先に位置するという自然地名によるものとされるように、多摩川と川崎のまちには深いかかわりがある。

多摩川は、江戸時代から四百年にわたり、首都の水源地として重要な役割を果たしてきただけでなく、都市の中にある川として、さまざまな面から利用され、多くの人びとに親しまれている川である。この章では、そんな多摩川と川崎の人やまちとのかかわりについて基礎調査を行い、多摩川の姿について研究していく。



【図1-1】東海道五十三次之内 三川崎 六郷の渡
出典：川崎市市民ミュージアム

2 都市における多摩川の位置付け

(1) 都市河川の現状

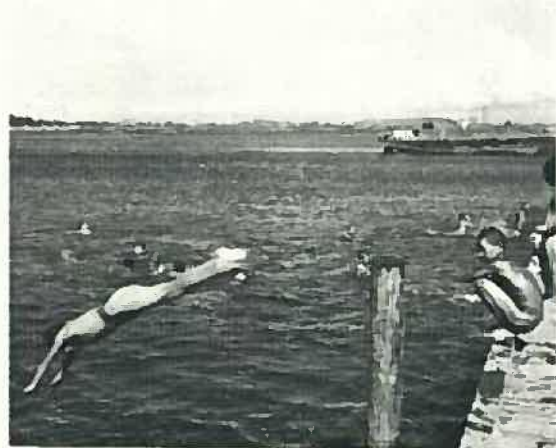
都市部では、都市面積の約1割が河川空間となっており、約5分歩けば貴重な自然である川にたどり着くと言われている。しかし、まちから川へのアクセスや使い勝手が悪く、「近くて遠い存在」となっているため、暮らしの一部となっていないのが現状である。

川と人の関わりには、長い歴史があり、その中で、文化や風土が形成され、川は古くから人々の暮らしに密着していたといえる。また、川は、子どもたちにとっても、社会のルール作りの場であり、川での遊びが、想像力を豊かにさせてくれたものである。

しかし、近代化の始まりは、川の豊かな恵みを忘れさせ、洪水の恐怖抑止のために作られた、3面コンクリート張り護岸やカミソリ護岸が川に対する親しみを奪い、人を川から遠ざけ、無用の長物となった川には、汚れた水が流され、異臭を放つ存在となり、20世紀の都市河川のほとんどが、死に体となってしまった。しかし、ここ20年間に、川の再生、川と人との共生の取り組みが進められ、水質浄化や、流域の自然再生によって、魚・鳥・虫などの多くの生き物たちが川に戻りつつあり、カミソリ護岸からテラス式護岸やスーパー堤防への改修、バリアフリー化、池（ワンド）の整備などが進められている。

川は今、人々に潤いと安らぎをもたらす憩いの水辺へと、変化してきており、大人と子ども、高齢者、障害者が世代を超えて交わることのできる、都市の中の極めて魅力的な自然空間といえる。しかし、一方で、都市化にともなう、水田の宅地化や地面の不浸透化により、流域に降った雨水が一気に流出す都市洪水や、ヒートアイランド現象、湧水の枯渇など、新たな問題も発生している。

代表的な都市河川である荒川や鶴見川と多摩川を比較した場合、多摩川は、都市の中にある川にもかかわらず、自然が比較的に残っている川と言える。



【図1-2】子どもたち多摩川で水泳

多摩川・大師橋下流（川崎区）

撮影：倉形泰造（川崎区在住） 撮影年：1938年

1 カミソリ護岸とは、高潮対策のために、堤防を人の高さよりも高くした護岸のこと。

2 テラス式護岸とは、遊歩道などがあり、水と触れ合う事のできる親水性豊かな護岸のこと。

3 スーパー堤防とは、土でできた、緩やかな勾配を持つ幅の広い堤防で、現在の堤防を超える大洪水に対して壊れない構造をしており、堤防上の特別区域は通常の土地利用が可能。正式名称を高規格堤防という。

③暮らし

かつて多摩川の水は、江戸の大動脈として、都市の発展にはなくてはならない存在であった。しかし、1964（昭和39）年のオリンピック渇水と呼ばれる水不足により、利根川などに水源を求めたことから、現在、東京都の水道水量の約2割程度になっている。水質については、昭和40年代以降、汚染された状況にあったが、下水道の整備や河川浄化施設の設置などに積極的に取り組んだ結果、現在はほとんどの区間で環境基準を満たしている。

また、都会に住む私たちにとって、多摩川は自然が残る数少ない憩いの空間であり、年間約2,000万人*の人が訪れ、釣りやスポーツ、散歩などを楽しむレクリエーションの場として利用されている。花火大会や各種スポーツ大会等イベントが数多く催されており、多摩川に関わりのある多くの市民活動団体が結成され、活発な活動を行っている。

しかし、都市化の進む多摩川流域が水害を受けた場合、その被害ははかりしれない。それらを防ぐ治水対策は重要であり、人々の生命、暮らし、財産を守るために、現在も国土交通省によって堤防や河川防災ステーションなどの整備が進められている。



【図1-4】鮎釣りを楽しむ人たち
提供：多摩川施策推進担当

④自然

多摩川の周辺には豊かな自然が残っている。水辺には草木が茂り、魚や昆虫、鳥や小動物が生息しており、河川の生態系を形成している。多摩川の源流や上流域は、秩父多摩甲斐国立公園として、または自然を養う水源涵養林として比較的良好な状態で自然が残っている。中流域は丘陵地で、雑木林、畑地、黒敷林などが複雑に入り組み、多くの小動物に好適な生息の場を提供している。下流域の河川敷や水辺には小さな生き物が生息しており、河口付近にはヨシ原が広がりゴカイなどが生息してシギ類などの採餌の場になっている。

* 年間約2,000万人とは、河川水辺の国勢調査の結果（1997年度）。

(3) 川崎市における多摩川

①概要

川崎市は、東京都と横浜市の間に位置し、人口約133万人⁹で2000（平成12）年に比べて人口増加率6.2%と東京都特別区部・14政令指定市の中でも1位となっており、人口密度についても9,193人/km²で3位と、現在も都市化の進んでいる地域である。多摩川は、この細長い市域約30kmに接し、貴重な自然空間を提供するだけでなく、これまで川崎のまちの歴史を形作ってきた「母なる川」といえる。高度経済成長期に汚れていた川も、今では、100万匹以上の鮎が遡上するまでに再生しており、市民活動も活発、で様々な団体が多摩川（106ページ～、資料編参照）を舞台に活動を行っている。



【図1-5】鮎の遡上（調布取水堰）

出典：京浜河川事務所HP

川崎市では、多摩川の魅力を活かす総合的な取り組みを進めるため、初めてとなる全体計画「多摩川プラン」の策定作業を平成17年度よりスタートしている。同時に、これまで市内に分散していた多摩川に関する施策をより総合的・効果的に推進していくために、2005（平成17）年4月、環境局内に「多摩川施策推進担当」が設置された。

②貴重な自然環境

多摩川は、自然の少ない川崎市にとって、貴重な自然環境といえる。また、河口部には、東京湾でもめずらしい干潟があり、隣接するヨシ原などとともに、たくさんの生物の生息場所になっている。最近では、東京湾で絶滅したと見られていた「アサクサノリ」の自生群落が確認されるなど東京湾全体から見ても貴重な存在となっている。



【図1-6】多摩川河口干潟

提供：多摩川施策推進担当



【図1-7】干潟の生き物

提供：多摩川施策推進担当

⁹ 人口約133万人とは、国勢調査の結果（2005年度）。

③河川敷施設について

川崎市では、河川管理者である国土交通省より、73haを占用¹⁰⁾し、スポーツ、レクリエーション、散歩など、年間約130万人¹¹⁾に利用されている。図1-9に、川崎市における多摩川河川敷施設の状況を示す。また、毎年、河川敷を会場としたイベントが開催されており（表1-1参照/2005年抜粋）、多くの市民が親しんでいる。その他にも、市のワイルドフラワー事業¹²⁾による花壇や、地元の人びとによる自主管理による花壇作りが行なわれるなど、運動施設以外にも様々な利用がなされている。

【表1-1】多摩川で行われているイベント(2005年抜粋)

主催者	イベント名
区役所・市民	2005春のアニ祭り
	高津区子どもフェア
	夏休み夕涼みコンサート
教育委員会	多摩川ランフェスタ
	カヌー教室
経済局	花火大会
国・市・市民	夏休み多摩川教室
	水辺の楽校(2校) など



【図1-8】高津区子どもフェア

提供：多摩川施策推進担当

¹⁰⁾ 占用とは、特定の者が排他独占的に継続して国有河川敷地を使用すること。

¹¹⁾ 年間約130万人とは、2003年度利用実績。

¹²⁾ ワイルドフラワー事業とは、市民のレクリエーション空間として利用度の高い多摩川河川敷に、野生の花が咲き乱れている野辺の景観を演出しようとするもの。ワイルドフラワーの最大の長所は、少ない経費で人々の目を十分に楽しませてくれる花壇の景観を演出できることとされる。ワイルドフラワーは、鈴木町河川敷ほか、12ヶ所、37,635ha(当初)。自主管理花壇は、8ヶ所(管理協定)。

3 水質から見た多摩川の現状

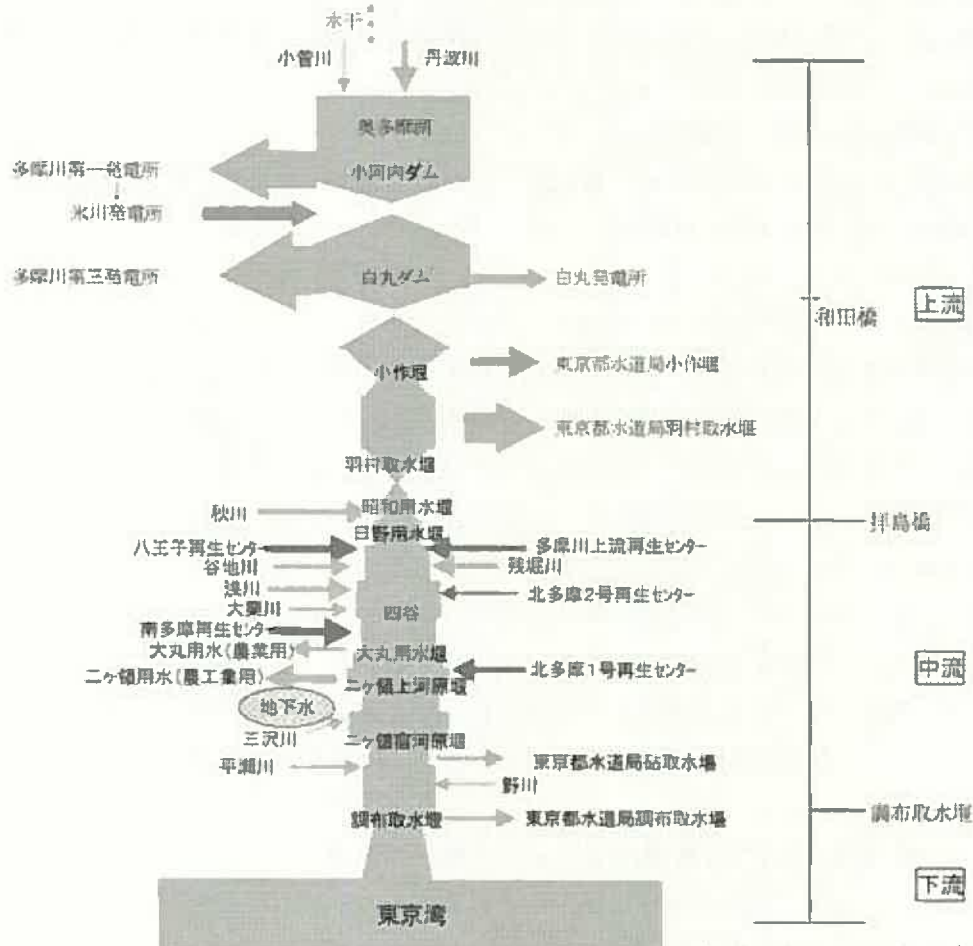
(1) 多摩川の水利用・沿革状況

多摩川は、山梨県笠取山(標高1,941m)に水源を発し、東京湾に注ぐ流路延長138km、流域面積1,240km²の一般河川である。流域は山梨県・東京都・神奈川県との2区25市3村より構成され、流域内の人口は425万人、地形は山地が68%、平地が32%を占めている。年間の降水量は約1,400mmで、6月から9月にかけて流量は豊富になり、冬季には少なくなる変動傾向がある。

多摩川の水は、その周辺の流域に降った雨や雪が溜まり、川の水として下流に流れ、生活用水(23.3%)、産業を支える工業用水(3.5%)や発電用水(69.9%)、農業用水(3.9%)として広く利用された後、再び多摩川に戻ってくる。

21世紀は「水の世紀」「環境の世紀」と言われており、河川の自然浄化や水循環の機能を高め、流域という視点で総合的に捉えることが重要となっている。

本項では、環境基本法⁴⁾の第16条で定められている環境基準に基づき、多摩川流域を上流、中流、下流に区分けし、水質から見た多摩川の現状を説明する。図1-10には水収支概略図を示す。



【図1-10】多摩川の水収支概略図
～主要水系に係るもののみ表記～

4) 環境基本法とは、これまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。国民が健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、人類の福祉に貢献することがきわめて重要であるとし、環境の保全について基本理念を定義するとともに、環境保全についての国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしている。第16条において、政府が定める環境保全行政上の目標として環境基準が定められている。

①上流域：森林機能による水質保全

水源より流下した水は小河内ダムにより奥多摩湖でいったん貯留される。小河内ダムは高さ149m、面積約262㎡、総貯水容量1億8,910万㎡、有効貯水量1億8,540万㎡（東京ドーム150杯分）という巨大なダムで、水道利用で590万戸、1,157万人が利用し、満水時で東京都民40日分の使用量をまかなうことができ「都民の水がめ」と呼ばれている。東京初のダムであり、水道専用としては国内最大級の規模を持っている。1950年代まで東京の水道は70%以上を多摩川水系に頼っていたが、その後、相模川水系からも取水するようになり、1965（昭和40）年以降は利根川の取水を強化したため、現在多摩川水系の占める比率は約20%になっている。

水道専用ダムのため、水質保全は最重要課題で、このためには森林の公益的機能¹⁴を高めることが不可欠である。この対策として以下の3つがあげられる。

（ア）水道水源林の整備・育成

水を作るため東京都水道局が管理し育成する森である「水道水源林」は、全流域の44.2%である2万1634haあり、「緑のダム」を確保している。

（イ）森林資源の有効活用

木材が十分に利用されないため、林業活動による森林整備が進みにくい状況にある。森林の公的管理・整備と併せて森林資源としての木材利用を一層促進することで、森林整備の活性化を図ることが必要である。

（ウ）森林保全の担い手確保

林業経営の不振、林業従事者の高齢化、後継者不足で、選抜した間伐材を運び出せずに放置した状態が多く見られる。森林ボランティア活動は、活動内容や活動範囲が限られており、森林整備の担い手としては、限界がある。

こうした中、2006（平成18）年度から東京都中央区は区内の緑化を進めるのが困難な分、奥多摩の森林保全に努めようと補助金（桧原村を中心に間伐、枝打ち、下草刈り、植樹に対する補助）を確保した他、保全活動に企業の社員や区民を参加させる等、新たな取り組みを始めている。さらに奥多摩の間伐材で家を作ろうという活動も徐々に高まり、収入が得られない一森林の手入れをしない一樹木が乱立し、日があたらないため低木が育たない一保水力、腐葉土が失われる一森林が荒廃するという悪循環の打開に明かりが見えてきている。

このように保全されている奥多摩湖の水は、1991（平成3）年まで羽村取水堰から放流していなかったため、無水区間が生じ、連続性の観点、水質の保全の観点から問題が生じており、特に、濁水期は下流の水質が悪化していた。しかし、1992（平成4）年からは、河川維持水量として、2t/秒を通年放流することにより、1年を通して水質が改善された。

②中流域：自然が持つ水循環機能による水質保全再生

中流域の特徴は、多摩川本川の流量に占める下水処理水の流量が高い都市河川となっていることである。かつては、流域周辺の開発が進み、人口の増加に比して下水道整備が間に合わず、

¹⁴ 公益的機能は、2つあり①水源林涵養機能：（社）日本治山治水協会の森林資源検討委員会編「森林と水資源」（1991年）によると、管理が充実した森林では手入れされていない森林に比べ蒸発や蒸散などの水量を差し引いた利用可能水量が約5%増加し、洪水や濁水の日数も減少するとされている。②土砂流出防止機能：林野庁公益機能研究会（1985年）によると、手入れをしない森林では適切に管理された森林に比べ、スギ4倍、ヒノキ14倍の土砂の流出があるとされている。

生活排水による合成洗剤汚染、生態系の攪乱が生じてきた。以下に現在、河川水質を左右している下水処理における問題点を述べる。

(ア) 高度処理¹⁵⁾の遅れ

下水処理場では普及率を上げるため、次々に建設が進められ、2005（平成17）年3月現在、東京都での下水道普及率は98.2%、神奈川県では94.0%に達した。

しかし、高度処理導入については、全国の13.2%（2005年3月現在）と進んでおらず、対策の遅れが指摘されている。今後普及すれば、多摩川の水質改善さらに東京湾で問題となっている植物プランクトンの原因である富栄養化対策へとつながる。

(イ) 浸水対策の遅れ

2005（平成17）年9月、東京中野区で集中豪雨により多くの世帯で浸水被害を受けたことは記憶に新しいが、近年、都市部では集中豪雨が多発しており、これにより下水処理場に処理容量を超えた水が流入し、未処理のまま多摩川へ流出してしまう事態が発生している。

未処理下水の吐き口は全国に約3,000ヶ所あるが、このうち約800ヶ所が東京都にある。東京都は2000（平成12）年に合流改善クイックプランを策定し、吐き口にスクリーンを設置し狭雑物除去の対策を進め、さらに2004（平成14）年からは、「新合流改善クイックプラン」を策定し、2008（平成20）年度を最終年度として更なる合流改善を展開している。

また、全国的に、オンサイト貯留施設、オフサイト貯留施設¹⁶⁾の普及や、一時的に雨水を貯留する施設を作るほか、水はけの良い舗装道路から浸透性が高い舗装道路にして地下へ浸透させ、雨水を排除するよう改良している。2005（平成17）年3月現在、都市浸水対策達成率は51.9%であり、下水処理場に負荷をかけない施策をさらに展開していく必要がある。

(ウ) 再利用率の低さ

2002（平成14）年度現在、下水処理場処理水、13億lのうち、再利用されているのはわずか2%に過ぎない。水の効率的利用という観点からこれを見直し、1度使用しただけで海に戻すのではなく、もう一度、親水用水、修景用水等として再利用する必要性が指摘されている。具体的には東京都下水道局が、2006（平成18）年夏から、国会議事堂周辺の永田町及び霞ヶ関地区（約140ha）に下水道の再生水を供給開始するなど動き出している。また、下水処理場のイメージアップを図るため、2005（平成17）年度から東京都が「下水処理場」から、「水再生センター」と名称を改めた。川崎市では「水処理センター」に、埼玉県では「水循環センター」に変更するなど、この傾向は全国的に拡大している。

(エ) 未規制有害物質対策

下水処理場で処理されるのは、生活排水だけでなく工場からの廃水も処理されている。1971（昭和46）年、水質汚濁防止法¹⁷⁾が制定され、川崎市でも、1972（昭和47）年、川崎市公害防

¹⁵⁾ 高度処理とは、通常処理では除去できない氮素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる処理方法。

¹⁶⁾ 貯留施設とは敷地内に降った雨を一時的に貯留させることにより雨水の流出抑制を図る施設。貯留施設の設置場所により区分され、降った現場で貯留するものをオンサイト貯留施設といい、公園貯留、校庭貯留、駐車場貯留施設がこれにあたる。一方、水路等で雨水を集水した後で貯留して流出を抑制するものをオフサイト貯留施設といい、遊水池、防災調整池等がこれにあたる。

¹⁷⁾ 水質汚濁防止法とは、工場、事業場から公共用水域に排出される水、及び地下に浸透する水を規制すると共に生活排水対策の実施を推進することなどにより水道水源を含む公共用水域及び地下水質の汚濁の防止を図り、国民の健康及び生活環境の保全を行うことを目的とする法律。1971（S46）年制定。排水基準が定められており、違反すると直罰規定が設けられている。

止条例¹⁸⁾が制定された。公害のまち川崎を象徴していた時代もあったが、これらの規制等により工場廃水についても大分改善されてきた。しかし、下水処理場へ廃水している工場については、下水道への排除基準で規制されているものの、多数ある工場で使用されている無数の化学物質まで規制するには限界がある。現在、国内において約5万種類が流通し、新規に製造・輸入されている化学物質は年間約500物質ある。こうした化学物質は、もはや下水処理場での活性汚泥法¹⁹⁾での処理対象外であり、PRTR法²⁰⁾による法規制で対応しても限界がある。根本的には工場責任者のモラルに頼り、自主回収、再利用、自主処理等の対処が必要である。水に流せば…という時代は終わり、わが身に、いえ、次世代の子供たちに戻ってくることを認識してほしい。

下水処理場は、水洗化など生活環境の改善、浸水の防除、公共用水の水質保全という今までの役割のほかに、下水道資源の有効利用、健全な水循環の維持・再生、地球環境保全への貢献、有害物質の管理など様々な役割を担うようになっている。

中流域では、農業用水、工業用水として利用しているだけでなく、水道用水として川崎市民が利用していることをご存知だろうか？水道用水のほとんどは相模川水系の原水から供給しているが、残りの約1/3を多摩川の地下水から得ている。

多摩川の水はゆっくりと地下浸透し、多摩区菅・中野島地区にある22箇所のさく井を潤しており、現在平均10万 m^3 /日取水して浄水処理した後、供給している。この水は、1年中水温が安定しており、夏は冷たく、冬は温かい。また、ゆっくり自然の力によるろ過を行ってきた水のためミネラル分、炭酸分も多く、一般においしいと言われる要件を十分に満たした水である。多摩川が水源では汚いと思う方もいるかと思うが、ライン川中下流域のドイツやオランダでは、バンクフィルトレーション²¹⁾といわれる浄水処理方法が行われている。この方法は、川の水をいったん汲み上げた後、人工的に地下に浸透させたものを原水として使用するのであるが、これを自然に行っている多摩川の地下水について、その恵みを次世代にも大切に残しておくべきことである。

また、川崎市では、この水源地域を川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例²²⁾において、水道水源地域に指定し地下水汚染の予防を図っている。この地下水を使った水を川崎市水道局がペットボトルで「恵水」（図1-11）という名前を出しているので、ぜひ飲んで見て下さい。おいしいですよ。



【図1-11】生田の地下水で作られた「恵水」

¹⁸⁾ 川崎市公害防止条例 1972 (S47) 年制定。総合的な環境政策の理念を掲げている。特徴としては、対象範囲を産業公害の防止に止めず、自然環境の保護等を含めたこと、大気汚染防止対策の手法として全国で初めて微量規制方式を導入したこと、全国で最も厳しい規制基準を設けたことで、実行ある産業公害の防止に先鞭をつけることとなった。

¹⁹⁾ 活性汚泥法とは、汚水を曝気することで微生物が有機物を分解し、フロックという綿状の浮遊物を形成し分離、精製する処理方法。

²⁰⁾ Pollutant Release and Transfer Register 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれる移動量を登録して公表するしくみ（1999年～）。第1、2種指定化学物質の濃度等に関し、化学物質安全性シート（MSDS：Material Safety Data Sheet：性状、取り扱い）の交付を義務化している。

²¹⁾ バンクフィルトレーションとは、一度取水した河川水などを浸透池や砂丘を利用して人工的に地下浸透させた後、再び取水すること。この方法は土壌による浄化作用が期待できると共に水質変動を緩衝し安定した水を取水することができる。

²²⁾ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 1999 (H11) 年制定。菅、中野島周辺地区を水道水源保全地域と指定することにより、未然に汚染から水源を守るようになった。

③下流域：工場群と海水が織り成す水環境

多摩川下流の水質的な特徴は、調布取水堰が潮止め堰となっており、ここまでは東京湾から海水が上がり潮汐の影響を受け水位や水質の変化、流れの逆転などが生じている。地形的にも勾配が緩やかで、土砂の堆積が進み水深が浅くなっている。とくに河口部は干潮の時には河床が水面上に現れ、日本では貴重な干潟が広がっている。この干潟には、エビ、カニ、魚、野鳥の採餌場であると共に、微生物やゴカイなどの小型の生き物によって水質の汚濁物である有機物が分解されることから、水質改善効果も高いところである。

河口には、京浜運河をはじめとする大小16の運河があり、化学工業、石油精製、鉄鋼、製鉄、電気等の大規模工場群が立地している。2006（平成18）年3月、ここからの工場排水が海水温を高めることに起因しているのか、この周辺が稚鮎の生育場所になっていることが発見された。2006（平成18）年2月には、湿地のアシ原では、東京湾で絶滅したと見られていた日本固有種「アサクサノリ」の自生群落が確認され、水質の改善により、工業地帯の中にも徐々に自然がよみがえってきている。

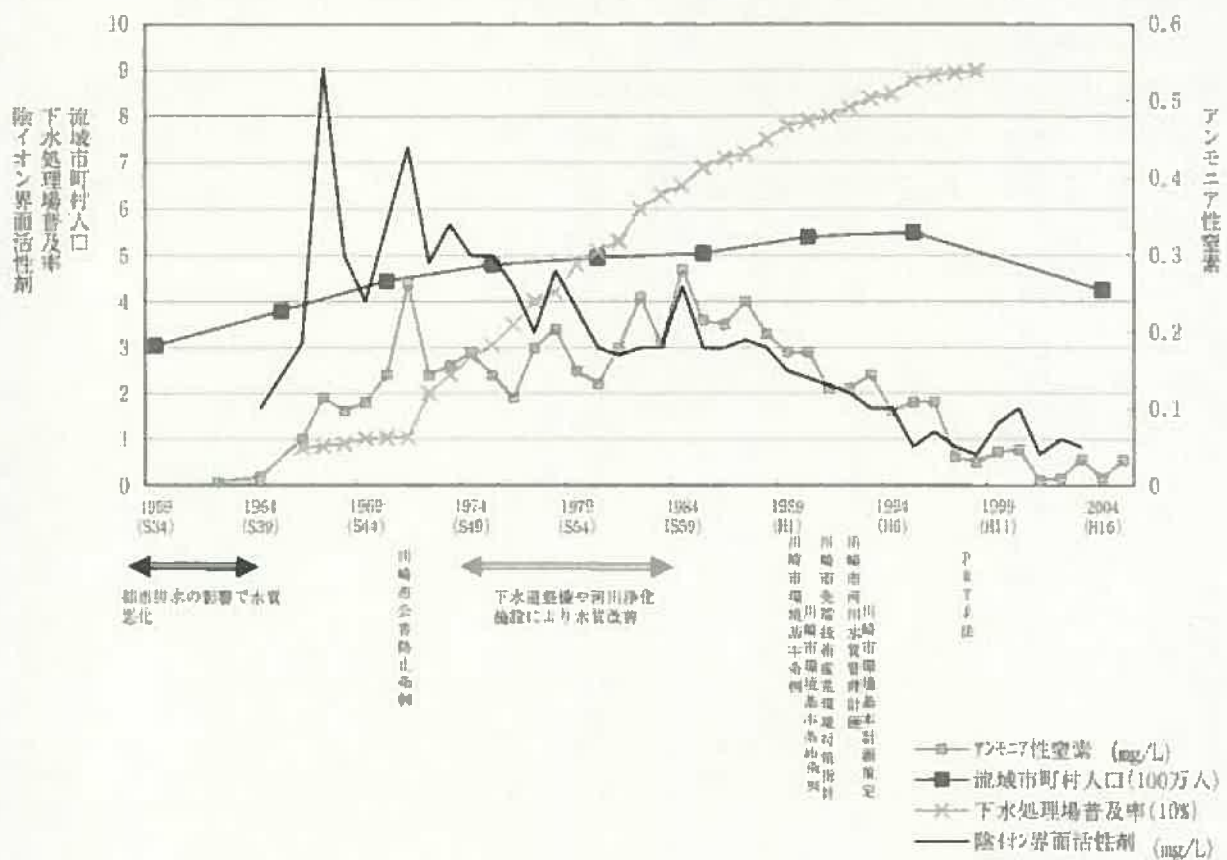
2006（平成18）年より、国土交通省京浜河川事務所が、旧日鉄建材跡地に「大師河原河川防災ステーション」の整備をはじめている。通常時は、地域のリフレッシュ空間、公園として利用でき、災害時には東扇島の防災拠点と連携して復旧活動を行うことができるように計画されている。

(2) 多摩川流域の開発に伴う水質の経年変化

図3-3に、多摩川流域の人口、下水処理普及率及び生活排水の代表であるアンモニア性窒素(し尿)、陰イオン界面活性剤(洗剤)の経年変化を示す。昭和30年代の流域の人口増加による生活排水の増加により、アンモニア性窒素濃度は徐々に増加しているが、下水処理場の普及率が進むにつれて減少している。

昭和40年代には、上水の原水を取水していた調布取水堰がカシンベック病²⁾の疑いで取水停止した。同時期、洗濯機の普及とそれに伴い合成洗剤が大量に使用されたため、合成洗剤による取水堰のあわ立ち被害が発生したが、下水処理場の普及と生物的に分解しやすい合成洗剤の開発により、この原因物質である陰イオン界面活性剤の値が徐々に減少した。

現在、法整備と下水処理場の普及に伴って昭和30年代の水質に近づいている。



【図1-12】多摩川水質と流域状況の経年変化

2) シベリアの一地方の地方病として、19世紀にカシン及びベックにより報告された骨変形を特徴とする疾患。第二次世界大戦後、日本でカシンベック病の調査を行い、多摩川を水源としている玉川浄水場を飲料にしている地区で同様な症状が見られるとの報告があった。その後の調査で多摩川との因果関係は無いと訂正された。

(3) 環境基準からみた多摩川の水質

①環境基準から見た多摩川

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標として環境基準が制定され、以下の2つの基準が示された。

- 1) 国一律に適用され、人の健康の保護に関するもの（カドミウム、水銀等）
 - 2) 水域ごとに設定され、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいもの
- 表1-2に、2) の環境基準を示す。

【表1-2】生活環境の保全に関する環境基準

	利用目的の適応性	水素イオン濃度	BOD	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴、及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	100MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級、及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	500MPN/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級、及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水、及び E以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水2級 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	-

多摩川は、環境基準上では、前述のように上、中、下流に区分されている。上流（拝島橋より上流）は、和田橋までがAA類型、和田橋～拝島橋までがA類型である（2005年現在）。中流（拝島橋～調布取水堰）はC類型、下流（調布取水堰より下流）はD類型である（2001年現在）。

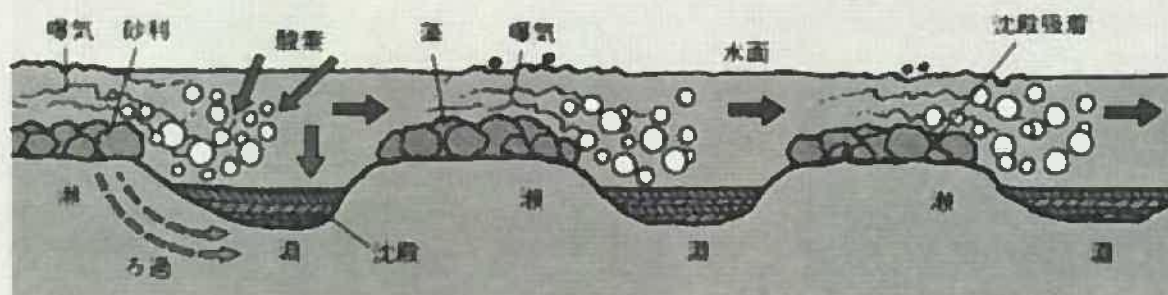
多摩川に流入する支流に関しても、2003（平成15）年10月、環境基本法に基づく水域類型指定が行われたが、BOD²⁾の環境基準達成適合状況を見ると、三沢川はC類型、二ヶ領用水はB類型、平瀬川はB類型と生活排水による汚染が進んでおり、良好な水質ではなかった。この改善対策として、野川、平瀬川、谷内川、根川で礫間接触酸化法³⁾が行われており（表1-3、図1-13参照）、川崎市内では平瀬川浄化施設が、新二子橋上・下流の河川敷の下に埋設されている。

²⁾ Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化される時に必要となる酸素量をmg/Lで表したもので、河川の汚れの度合いを示す指標として用いられる。数値が高いほど、水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

³⁾ 礫間接触酸化法とは、礫（小石）の間に水を通すことで、流水に対する接触面積を増やし、汚濁物質の沈殿、吸着及びその接触面に生息する生物の働きにより浄化する方法をいう。河川の自浄作用を生かした浄化方式の一つ。

【表1-3】 磯間接触酸化施設の概要

項目		野川浄化施設	平瀬川浄化施設	谷内川浄化施設	根川浄化施設	
河口からの距離		左岸18km付近	右岸18km付近	右岸43km付近	右岸38km付近	
完成年度		1983(昭和58)年	1989(平成元)年	1992(平成4)年	1996(平成8)年	
計画水質	流入	BOD	13mg/L	20mg/L	15mg/L	11mg/L
		浮遊物質量	16mg/L	20mg/L	15mg/L	20mg/L
	放流	BOD	3.5mg/L	5.00mg/L	3.75mg/L	2.8mg/L
		浮遊物質量	2.4mg/L	3.0mg/L	2.25mg/L	3.0mg/L
目標除去率		BOD 75%	75%	75%	75%	
浄化槽施設形状		全槽面積	13,600m ²	28,800m ²	5,200m ²	9,700m ²
		総容量	21,600m ³	45,800m ³	13,500m ³	22,300m ³
取水堰高		2.45m	1.95m	2.76m	0.76m	
本川への浄化効果 (BOD)		0.5~1 mg/L減	1.0~1.5mg/L減	0.5~1 mg/L減	0.5~1 mg/L減	

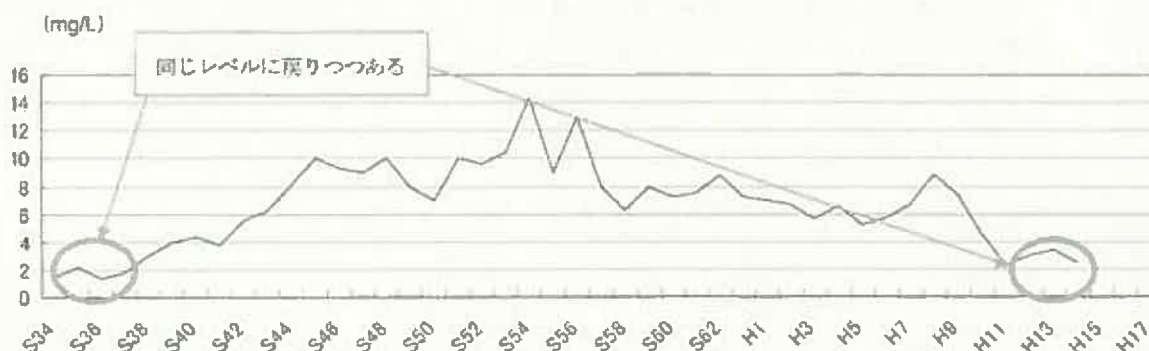


【図1-13】 磯間接触酸化法のしくみ

②BOD75%値[※]の経年変化

環境基準項目のうち、特にBOD75%値が河川の汚濁指標として用いられている。そこで多摩川
の多摩川原橋（中流）におけるBOD75%値の経年変化を図3-5に示す。

図3-4で示したように、多摩川のBOD75%値は流域の人口が増加すると共に高くなり、その後、
昭和50年代がピークとなるが、下水処理場の普及と環境を配慮した処理方法への改善により、
年々減少している。これにより、2001（平成13）年3月には環境省によって、環境基準を、多摩
川中流はC類型からB類型へ、下流はD類型からB類型へ類型指定の見直しが行われた。



【図1-14】 多摩川原橋におけるBOD75%値の経年変化

※ BOD75%値とは、環境基準の適否を評価する場合に用いられる統計数値で、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値のことである。

(4) これから目指す多摩川の水質

①新しい環境基準

表1-2のような環境基準が制定されてから既に30年以上が経過した。その間、排水基準が設けられ、また下水道や浄化槽、集落排水の整備といった行政施策につながるなど、一定レベルまでの基準に到達している。しかし、川づくりに対する地域住民の参加機会が多くなるにつれ、住民にわかりやすい基準を示す必要性が高くなり、2005（平成17）年度、国土交通省は新たな取り組みとして「人と河川の豊かなふれあいの確保」という評価レベルを提示した（表1-4）。その評価レベルによると、多摩川（下流）は、大腸菌群数がCDランクにあたるため、「川の中には入れないが、川に近づくことができる」ということが分かる。

実感に即した基準項目であれば、水質の情報収集など住民の川に対する意識向上を促し、水質の改善を期待できる。

【表1-4】人と河川の豊かなふれあいの確保

ランク	説明	キャラクターイメージ	評価項目と評価レベル				真境川大腸菌群数（個/100ml）
			ゴミの量	透明度（cm）	川底の腐蝕	水のにおい	
A	顔を川の水に近づけてもいい。		川の中や水際にゴミは見あたらない。また、ゴミはあってもすぐに片付けられる。	100以上	川底の腐蝕がほとんどない。	不快でない。	100以下
B	川の中に入っても大丈夫。		川の中や水際にゴミは目につくが、片付けられる。	70以上	ところどころ腐蝕しているが、平たきである。	不快でない。	100以下
C	川の中に入らないが、川に近づくことができる。		川の中や水際にゴミが散らばっている。	30以上	穴を食って穴が複数ある。	水に鼻を近づけて不快な臭いを感じる。魚の泳ぐ様子や川の水際に立つと不快な臭いを感じる。	100を超えるもの
D	川の水に手が届かない。川に近づけることもできない。		川の中や水際にゴミが散らばっている。平たきである。	30未満		臭いを感じる。魚の泳ぐ様子や川の水際に立つと不快な臭いを感じる。	

②これからの多摩川

現在、水辺の楽校やカヌー教室等が多摩川で行われている。六郷橋から大師橋の間ではジェットスキーが、三ヶ領上河原堰の上流ではウィンドサーフィンが楽しまれている。その他、貸しボート屋さんが昔の渡し場跡で数軒営業し、「ふれあいとしての水利用」がある多摩川。地下水を利用した「恵水」、中原区、多摩区の小売の酒屋さん7軒で構成されるネットワークが作った地ビール「多摩のがさがさ」「熟成麦酒かわさき」、さらに地酒「多摩の鮎」と「飲用としての水利用」がある多摩川。

2005（平成17）年には、「どうぶつ奇想天外!」「素敵な宇宙船地球号」などTV番組で「多摩川の再生」が取り上げられ、堰を跳び越える鮎や、水中の産卵、孵化の様子をとらえた映像も映し出された。多摩川も2年前には110万匹を超える鮎が遡上するようになり、将軍様に献上された最高級の川魚ブランド（多摩川鮎）が21世紀に復活する気配があり、人間以外の「様々な生物による水利用」がある多摩川。

こんな多摩川を昔のように泳げるまで改善して次世代に残すためには、冒頭に記述したように流域としての視点を持つことが必要である。水の利用関係を含めて上流から下流まで（水の共同利用圏域）で自然が持つ健全な水循環機能の保全、再生を図るべきである。この基盤として、やはり住民一人一人の理解が必要で水環境教育やイベントの実施等による水と触れ合う場づくり、また上下流の交流によって、利便性を追求するライフスタイルを見直し、節水や水利用の効率化を行うことで取水を抑え、河川の水量を豊かに保つ良好な水環境の創設が可能となるだろう。

4 多摩川の歴史

(1) 川崎における多摩川の歴史

江戸開幕以降、爆発的に増大していく江戸庶民の近郊河川である多摩川への依存度は、人口の増加に比例して高まっていくこととなり、玉川上水により上水道を供給し、上流部からは木材を、そして現在の川崎を含む中下流部からは農作物を供給し、全流域に渡って大都市江戸を支えていた。しかし、江戸開幕以前の多摩川は、洪水被害を発生させる、暴れ川としての歴史が主であり、特性である急勾配がその原因であった(6ページ、図1-3参照)。しかし、洪水の発生頻度は、江戸時代以降、数年に一度の高頻度となるが、江戸時代以前の記録はそれに比べ極めて少ない。これは、江戸時代以降、洪水影響範囲に開発が集中的に実施されたことの反動であることが考えられ、当然の結果ともいえる。

江戸時代からさかのぼること約400年、鎌倉時代の史実に、1241年「多摩川を掘り通し、その流れを武蔵野に堰上げて、水田を開く」⁵⁾とあり、場所(川崎市域ではない)や規模など定かではないが、その後の江戸時代の二ヶ領用水や玉川上水を始めとする本格的開発以前にも、多摩川の水を利用するための開発が行なわれていたことが分かる。これは、多摩川の水が古来(当時)より、流域住民にとって、恐ろしくもあり、恵みを与えてくれもする、生活に密着した「距離の近い」川であったことを窺わせる史実である。

①水運(筏流し・舟運・渡船)

現在の多摩川は最下流の調布取水堰から始まり、いくつもの堰により河流が堰き止められており、短区間の渡船等を除き、船舶等の航行は出来なくなっているが、かつての多摩川では長きにわたり、移動・運搬手段として種々の水運が行なわれていた。

上流部の奥多摩方面から、建設用材である木材を切り出し、筏を組んで、消費地の下流部に流す、「筏流送」では市内の菅・中野島・登戸・宿河原・二子・野毛に筏宿が点在していた。

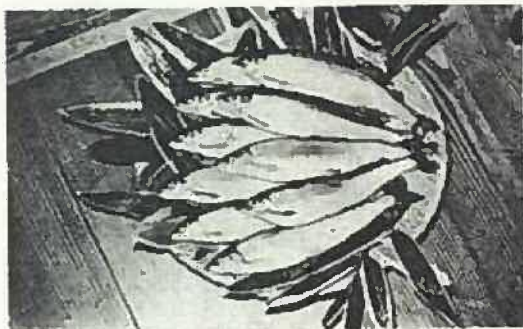
江戸時代以降、江戸近郊の川崎では、江戸から伸びる幾つもの街道が縦横断し、人や物資の往来が盛んとなり、陸での輸送を補うため、河流を利用した「舟運」により、貢米や薪炭が、下丸子の河岸などで荷役された。

多摩川を横断する橋は、川崎市内にも数箇所架橋されているが、東海道の六郷橋を皮切りに以後順次架橋されていったもので、架橋される以前は「渡船」による渡河が各地点で行われており、六郷・登戸・二子・下丸子が東海道をはじめとする街道の渡河ポイントであった(図1-15参照)。これに対し、中野島・宇奈根・下野毛には対岸の村や飛地の耕作のために、渡船を用いた生活密着型の「作場渡し」があった。

⁵⁾ 多摩川誌による。

②漁業

中下流域にあたる本市域は、高度成長期、生活・工場排水が流入し、水質が極めて悪化したため、昔日の清冽な多摩川の流れは消え失せた。水清らかなかつての多摩川は、鮎の名産地として天下にその名を知られ、大消費地である江戸から至近の地にあったことで、保存技術が未熟な時代、江戸での消費を一手に引き受ける供給地となり、大量需要に応えるため、自然発生的に様々な漁法が発達していった。中でも「鶴飼い」は、江戸時代、二子付近で将軍家重が鶴飼いによる川狩りを行った史述をはじめ、最盛期の明治後半から大正にかけては、川遊び客を対象に、船宿において盛んに行われ、漁獲至上主義ではない、スポーツ・娯楽・観光的要素を含んだ、江戸近郊という立地条件に適した独特の漁法であった。



【図1-16】多摩川の鮎

出典：多摩川誌（多摩中央信用金庫／多摩文化資料室）



【図1-17】多摩川の徒籠飼（大正初期）

出典：多摩川誌

③農業

川崎市特産の多摩川に由来する代表的農作物に「多摩川梨」がある。その始まりは1650年代にさかのぼると言われ、川崎大師河原で栽培され始めたという説が有力であり、多摩川梨発祥の地は多摩川河口地帯であったと考えられている。川崎の梨栽培が盛んになった背景には、北部丘陵地帯を持つ川崎市が、南部平地地の宅地化に伴い、都市近郊農業は園芸であるとの政策を打ち出し、丘陵地の果樹園化を計画・奨励した。その結果、1968年に市域全体で120haの梨園が広がるピークを迎え、その後減少に転じ、今日に至っている。



【図1-18】多摩川梨

出典：登戸情報局HP

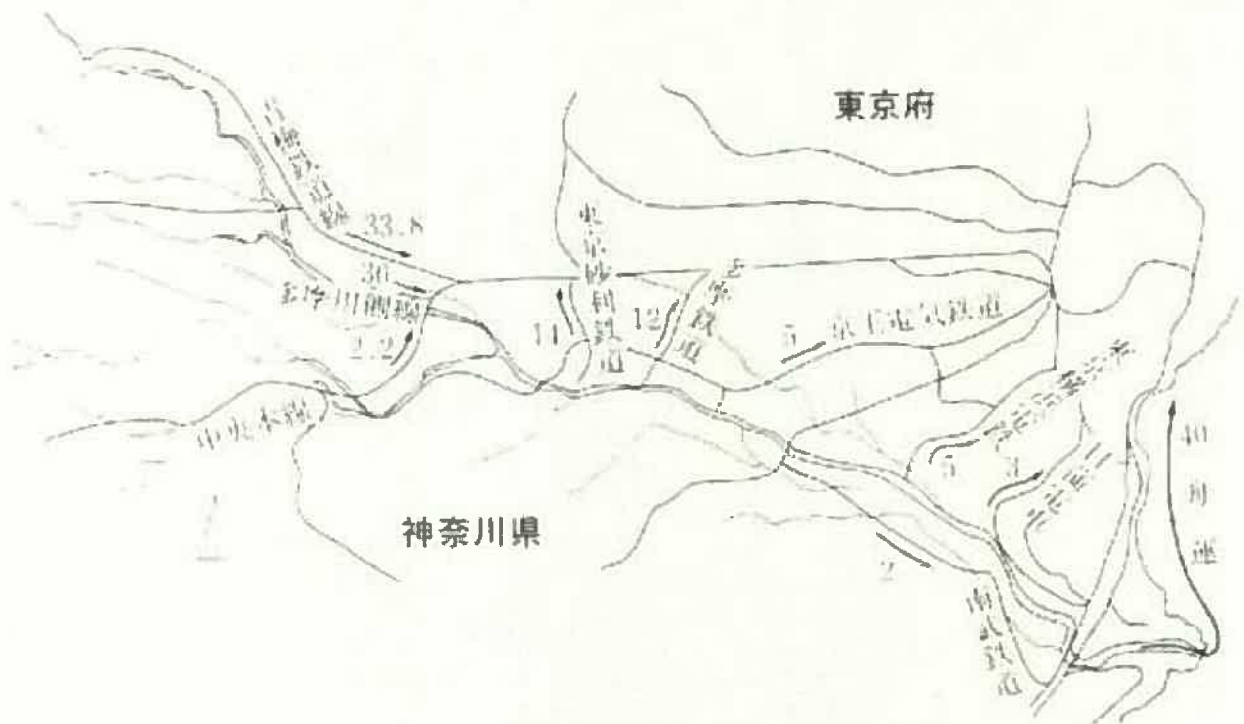
「多摩川梨」が近代以降の代表的農作物であるのに対し、二ヶ領用水の開削によってもたらされた。水田開発の成果が「稲毛米」と呼ばれる良質な米である。「稲毛米」は、3代将軍家光が鷹狩りに来たときに賞味したことがきっかけで、将軍家の御飯料になり、江戸で寿司飯としても人気を博した。多摩川の度重なる氾濫により、上流部の肥沃な土が運ばれ堆積し、それが良質な米の生産につながったもので、まさに多摩川の恩恵であった。

④砂利採取

等々力緑地釣池が、かつて多摩川砂利採取場だったことを、どれだけの人が知っているだろうか。下流から中流部にかけての広い範囲で行われた砂利採取は、国内河川で最大の生産高を上げていた。

多摩川の砂利採取がそれ程までに盛んになった背景には、近代化の時代、東京という大消費地から至近の地にあり、重量物ゆえの運賃負担能力の弱さを補う条件として最適地であったことがあげられる。ただし、川崎市域については、1936年以降、二子橋下流において採取禁止となった。これは乱掘の結果、河床の低下により海水が上昇し、また用水等の取水に支障をきたすようになったためであり、その後、1968年には多摩川全域で採取禁止となった。

砂利採取が流域や川崎にとって、河床低下等の負の側面をみせる反面、砂利運搬を目的とした鉄道網が整備され、その鉄道網が現在の多摩川流域における鉄道網の原形となっている。川崎の南北に細長い市域を縦走する唯一の鉄道であるJR南武線も、かつて砂利運搬を目的に開通した民営南武鉄道であり、これら鉄道網の存在なしには今日の川崎の発展は成し得ず、多摩川が間接的に川崎市発展の礎になっている一つの断片である。



【図1-19】私鉄による多摩川砂利の輸送経路と輸送量（大正14年）

出典：川崎市史 通史編 2 近世

注(1) 数字は砂利の輸送量（単位は万トン）

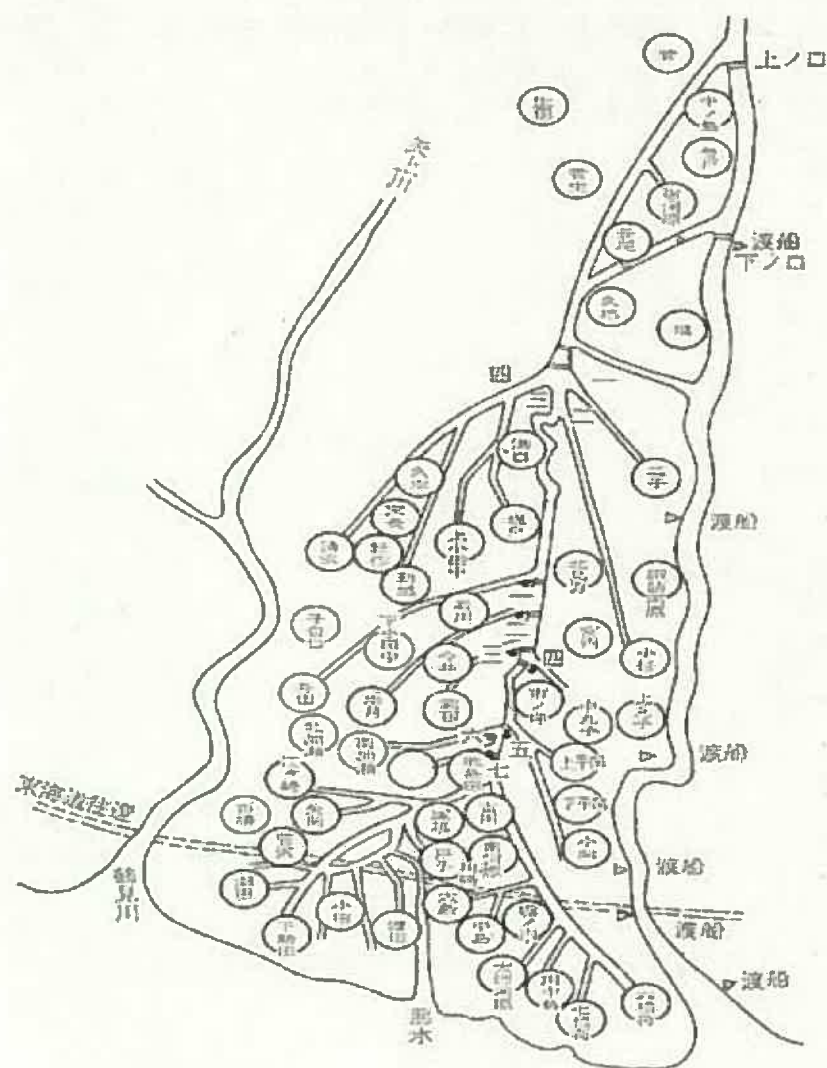
注(2) 建設省『多摩川誌』より転載

（原資料は福田各怡ほか『関東砂利業界変遷記』昭和29年）

(2) 二ヶ領用水：川崎を流れる第二の多摩川

①二ヶ領用水とは

川崎における多摩川の歴史で水運・漁業・農業・砂利採取以外に忘れてならないのは、「二ヶ領用水」である。二ヶ領用水は、江戸時代初頭、徳川家康の命令により、多摩川治水用水奉行に任ぜられた小泉次大夫の指揮のもと、地元流域の農民達が本業である農作業に従事しながら、15年の長きに渡り開削作業を行い、灌漑用水として完成させた。その水源は、中野島・宿河原の市内2ヶ所で、多摩川から取水している。まさに多摩川の水そのものであり、毛細血管のようにはりめぐらされた用水網により、「二ヶ領」という名が表わすように、現在の川崎北部地域の「稲毛領」と川崎南部地域の「川崎領」の2地域つまり、川崎市域ほぼ全域に多摩川の水が行き渡っていた。市域外郭を流れる多摩川本川に対し、市内を流れる第二の多摩川が二ヶ領用水である。



【図1-20】稲毛川崎二ヶ領用水全図

出典：多摩川誌（『稲毛川崎用水事績』1930年による）

②ニヶ領用水と川崎

多摩川の氾濫、濁水等の影響を受けながらも、灌漑地の拡大を積み重ね、新田開発が進められたニヶ領用水の歴史は、川崎市の歴史といっても過言ではない。その過程では、江戸時代の「溝口水騒動」²⁴や大正時代の「アミガサ事件」²⁵等、ニヶ領用水が住民生活に密接に関わってきたことを表わす人的トラブルも起きている。明治時代以降は水利組合が設立され、用水を利用する地域住民の結集の場となっていく。水利組合は水利権を得ると同時に、維持管理の負担も負うこととなり、負担軽減のため、各地域の組合の合併が次第に進み、地下水とニヶ領用水を水源とする水道事業の拡充を機に、川崎町、大師町、御幸村が合併して1924年「川崎市」が誕生した。その後、ニヶ領用水の水を利用する地域の合併を重ねていくという歴史的経緯をたどり、市域が多摩川に沿った細長い行政区域となっていく。川崎市を動物に例えると、骨格に当たるのがニヶ領用水と多摩川であることが地図からも一目瞭然である。

工業化、都市化により用水を利用する農地の減少から、水利組合の財政は切迫し、用水の維持管理は困窮した。そこで、工業都市を目指し大量の工業用水を必要とした川崎市との利害関係の一致を機に、水利組合はニヶ領用水の財産と権利を川崎市へ移管した。そして戦後の工業・都市化により上流部の一部を除き、雨水・生活排水路に変貌したニヶ領用水は、「どぶ化」の憂き目に遭い、住民生活と



【図1-21】円筒分水

出典：多摩川を考えるIP



【図1-22】ニヶ領用水

出典：用水路のある光景IP

の距離が生まれていった。その後、下水道整備が進み、生活排水の流入が減少したことで水質は改善され、灌漑用水として生まれたニヶ領用水は、都市環境用水として再生し、「ふるさと川崎」の原風景を見ようとする市民運動とともに、再び住民生活に関わりを持つ用水へと回帰している。

²⁴ 溝口水騒動とは、1821年7月6日、川崎領の農民達が、溝口村の名主と久地村の百姓達の、堰の不法止水、水番人の追い払いなどの、我田引水のための、妨害行為を知り、名主宅を襲撃し、不在の名主を追い江戸まで押しかけた事件。

²⁵ アミガサ事件とは、1914年9月18日、今の幸・中原区の住民が、度重なる多摩川の大洪水の被害を受けて、堤防の築堤を訴え、アミガサをかぶり、神奈川県庁に押し寄せた事件。

5 多摩川と市民、企業、行政の関わり

(1) 河川行政の転換

多摩川は一級河川に指定され、河川法に基づき国が管理している。河川法は、それぞれの時代背景をもとに「治水」→「治水+利水」→「治水+利水+環境」と目的が転換しており、現在は環境行政を積極的に取り組んでいる。また、河川占用についても、時代と市民ニーズの変化を背景に、徐々に許可基準が緩和され、第3章の提言にもあるように河川空間におけるオープンカフェの実施も可能となっている。

以下、流れにそって説明する(表1-5参照)。

①治水

1896(明治29)年、はじめて「旧河川法」が洪水を安全に流すために治水を目的として制定された。日本では、夏に梅雨と台風が重なり集中豪雨が発生することが多いため、流域面積が小さく急勾配な河川は、すぐに氾濫した。さらに国土の10%を占める沖積平野に総人口の50%、総資産の75%が集中しているため、河川が氾濫すると被害は大変大きいものだった。このため、洪水の防止を図り、また発生した時は被害を最小限となるよう、様々な方法で川を治め、国土や人々の暮らしを守ろうとした。この治水対策として、1951(昭和26)年より河川総合開発事業が開始され、ダムの建設、河川の改修、治山治水、水防事業等が拡大していった。

しかし、1958(昭和33)年には、高度経済成長と共に公害問題が顕著化したため、「公共用水域の水質保全に関する法律」「工場排水の規制の法律」が制定された。それと共に、河川等公共用水域において水質調査が実施され、これまでの単なる治水対策のみの河川管理に行き詰まりが見え始めた。

②治水+利水

1964(昭和39)年、「新河川法」が制定され、河川管理を建設大臣による直轄管理と明確化した。それと共に、水系ごとに一貫した水利権行政へ移行するため、「工事実施基本計画」を策定し、河川の保全と利用に関する基本方針、基本高水計画、高水流量、主な河川工事の目的、種類と場所を定め、治水、利水の体系的な法整備を図った。

1965(昭和40)年、「河川敷地占用許可準則」が制定され、東京オリンピックを契機とした国民体育運動を背景として河川空間の価値を見直し、河川敷を有効利用するための河川環境施策として行われた。

1969(昭和44)年、河川環境整備事業が新河川法に基づいて行われた。具体的には、水質浄化や清浄な流水の確保を図る河川浄化事業、河川水面利用の適正化や推進を図る河川利用推進事業、環境護岸、せせらぎ水路、散策路等の整備を行う河道整備事業がある。

一方、治水対策として行ってきたダム建設による水没地域への影響が露呈し、1973(昭和48)年、「水源地域対策特別措置法」が制定された。水源地域の生活環境、産業基盤等の計画的な整備、ダム貯水池の水質汚濁防止等を行うことにより、ダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に努めようとした。1974(昭和49)年、台風16号により多摩川が決壊するなど、破堤被害が頻発し、総合的な治水対策の必要性が謳われるようになった。

緑化推進の動きに対応し、緑ある河川空間を確保するため1983(昭和58)年、「河川敷地占用許可準則の一部改正」が制定された。その後、生態系の重視、安全でおいしい水へのニーズ、地球環境問題への関心が高まり、これまで洪水に対する安全性を緊急に回復・向上するという流域の要請に対して行ってきたコンクリート三面張り、可動の直線化などによる事業の進め方に疑問が投げられた。国土交通省が管理する河川の流路延長は8556.7kmだが、その低水路護岸の内、約36.3%において植生が繁茂しない人口河岸となってしまった。

1990(平成2)年の通達で、河川改修や災害復旧に合わせて「多自然型川づくり」を行うことを義務化し、河川が本来有している生物との良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出することとし、河川整備の方法を大きく転換することになった。さらに同年「河川水辺国勢調査」を開始し、魚介類調査、底生動物調査、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類等の生物調査と河道の瀬・淵や水際部の状況を調査する河川調査、河川空間の利用者などを調査する河川空間利用実態調査などを継続的に行っている。その結果を蓄積し、河川の整備・管理などに活用している。

1994(平成6)年、河川利用の増大、多様化に対処するため、「河川敷地占用許可準則の全面改正」が行われた。基準の明示、例示、占用方法の基準が示され、河川敷の占用が許可された。

1995(平成7)年、「今後の河川行政のあり方について」(河川審議会答申)では、生物の多様な生息・生育環境の確保、健全な水循環系の確保、河川と地域に係る再構築を基本方針とする河川環境への取り組みの方針が示され、「新河川法」が制定されることとなった。

③治水+利水+環境

1997(平成9)年、「新河川法」が改正され、河川環境に対する要請の多様化を踏まえ、河川環境の整備・保全が目的に位置付けられた。さらに、従来、河川整備について水系ごとに河川管理者が定めていた「工事实施基本計画」から、「河川整備基本方針」とそれに基づく20~30年間の具体的な整備目標となる「河川整備計画」の2段階で策定することが定められた。同計画の策定に当たっては、従前の工事实施基本計画よりもさらに具体的な川づくりを明らかにし、社会・経済面や技術面と並んで、環境面からの分析結果を意思決定に確実に反映させ、地域住民、専門家に対し十分な情報公開や意見収集を行い、これを公表しなければならないこととされている。多摩川においても、2001(平成13)年、「多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現」を総合管理理念とし「多摩川水系河川整備計画」が策定された。

1999(平成11)年、「河川敷占用許可準則の全面改正」が、河川環境に配慮しつつ、河川敷地の適正かつ多様な利用を一層促進することにより国民の河川への親しみを醸成していくことを目的とし、具体的でわかりやすい内容となった。また、地域市町村が主体となり地域の意見を反映して利用方法を決定できるように「包括占用許可制度」を創設した。

「多自然型川づくり」については、創設当時、治水を目的とする事業に併せて実施していたが、新河川法の改正で環境を目的としての実施が可能となり、2002(平成14)年には、自然再生事業を予算として要求するなど、環境を目的とした事業を積極的に展開している。

2004(平成16)年、都市再生プロジェクトや地域再生計画の一環として、イベント施設やオープンカフェの設置など水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを目的とした「河川敷占用許可準則の特例措置」が行われた。河川敷地利用に対する地方公共団体の要請に

対して、当面、社会実験として個別に指定する区域において占用主体及び占用施設の範囲を一部拡大することになった。

④現在の課題

(ア) 予算措置の創設と技術の確立

多自然型川づくりを施工後、自然的な土砂堆積や出水などによって河川が変化した場合、手直しや維持管理を行うなどの予算措置がとられていないため、周辺環境と整合性がとれない状況が多く見られる。これらの予算を創設すると共に、多自然型川づくりのための人材育成、体制、計画策定、技術、仕組みなど設計手法の確立が求められている。

(イ) 治水事業と環境保全の調整

必要性に疑問が提起されるとともに生態系への深刻な影響が指摘されている長良川問題、ダム建設による環境破壊と地域住民の生活に対する悪影響のおそれから反対運動が展開されている熊本県の川辺川ダム、治水対策としての必要性、合理性が議論される一方自然環境や農漁業への影響が憂慮されている北海道の千歳川放水路問題など、治水事業と環境保全との調整で様々な問題が生じている。

【表1-5】河川行政の動き

出典：国土交通省HP

年代	河川行政の動き			多摩川での動き	社会的背景
	治水	利水	環境		
明治	旧河川法(M29)				
昭和20年代	国土保全事業の拡大 治水事業十ヵ年計画(S24) 水防法(S24) 治山治水基本政策綱の策定(S25)	河川総合開発事業の開始(S26) 特定多目的ダム法/ 特定多目的ダム事業の開始(S32)			大水害頻発 筑後川等九州(S28) 熊野川等南近畿(S28) 台風13号：淀川決壊、伊勢湾高潮(S28)
昭和30年代	河川管理の明確化、水系一貫した水利権行政への移行				水質保全に関する法律(S33) 工場排水の規制の法律(S33) 河川敷地占用許可準則の制定(S40)
昭和40年代	新河川法制定(S39) 建設大臣による直轄管 水系ごとの工事実施基本計画の策定 水利使用者関係の調整を図る規定	水源地域対策の制度化 水源地域対策特別措置法(S48)	環境対策の制度 都市河川等環境整備事業の制度化(S44) 河川環境整備事業の制度化(S44) 河川環境管理の基本的考え方の確立	1級水系指定 第1次多摩川河川河川敷開放計画開始(S41) 第2次多摩川河川河川敷開放計画開始(S49) 多摩川決壊(S48)	公害問題の顕著化 河川敷地占用許可準則の制定(S40) 公害対策基本法(S42) 水質汚濁防止法(S45) ダム建設による水没地域への影響の露呈
昭和50年代	総合的な治水対策への移行 総合的な治水対策の推進方策はいかにあるべきか(答申)(S52) 総合治水対策特定河川事業創設(S54)	利水安全対策向上型利水対策への転換 水利用高度化事業の制度化(S55) 治水対策ダム事業の制度化(S58)	河川環境管理のあり方について(答申)(S56)	京浜河川事務所に河川環境課を設置(S50) 河川環境管理基本計画の策定(S55)	都市化の進展、流域開発の進行 環境被害の顕発 雨次々水害訴訟 河川敷地占用許可準則の一部改正(S58)
昭和60年代	超過洪水対策の制度化 超過洪水対策及びその推進方策について(答申)(S62) 特定高規格堤防整備が事業化(S62) 河川法一部改正一河川整備基金 ふるさとの川モデル事業、マイタウン・マイリバー整備事業 ぼづつみモデル事業、ラブリバー制度			多摩川遡間の制定(S61) 関係自治体首長による多摩川サミット開催(S61) 大都市への資産の集中、中枢機能の高移 多摩川流域協議会発足(S62)	
平成	今後の河川整備はいかにあるべきか(答申)(H3) 21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について(答申)(H8) 社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について(答申)(H8) 地域の意見を反映した計画制度の確立 新河川法改正(H9) 新たな水循環・国土管理に向けた総合行政のあり方について(H11) 健全な水循環系構築に向けた取り組みのスタート 流域における水循環はいかにあるべきか(H11) 総合的な土砂管理の考え方の確立(H11) 流域系総合的な土砂管理に向けて(H11) 危機管理対策の強化 水災害・土砂災害の危機管理(H11) 流域における総合的な水管理の強化 流域における治水・水利の位置づけ(H11)		多自然型川づくり(H2) 河川水辺の国勢調査実施(H2) 清流ヶヶヶ21(H5) 今後の河川環境のあり方について(H7)	多摩川水系水面利用計画策定(H4) 清流ヶヶヶ21(H5) 今後の河川環境のあり方について(H7)	生物の多様性の確保等 環境保全の要請環境基本法(H5) 環境政策大綱、環境基本計画(H6) 河川敷地占用許可準則の全面改正(H6) 環境影響評価法(H9)
	公共事業の評価システムの確立 河川管理に関する国と地方の役割分担の見直し 美しい山河を守る災害復旧基本方針通達(H10) 自然共生センター開設(H10) 河川管理に関する国と地方の役割分担について(H11) 河川管理における市民団体等との連携方策のあり方について 河川管理への市町村参画拡充方策 総合的な土砂災害対策のための法制度の在り方について		河川を活かした都市の再構築に向けた取り組み 川の日制定(H8)	多摩川流域協議会設立(H10) 多摩川水系河川整備計画策定(H12)	水に関する様々な問題の露呈 河川敷地占用許可準則の全面改正(H11) 自然再生への要請 地方分権の推進 地方分権推進計画(H11)
			河川占用許可準則改定(H11) 自然再生事業の創設(H14) 新規施策として「自然再生推進法」が施行され、自然と共生する社会の実現を目指すようになる(H15)	河川敷地占用許可準則の特例措置(H16)	

(2) 川崎市行政の動き

①川崎市行政と多摩川の関わりの変遷～多摩川施策推進担当の誕生

(ア) 緑地施設としての多摩川の存在～河川敷開放政策～

河川法に基づき、治水が国の専管事項とされる中、これまでの多摩川と自治体としての川崎市の関わりは、多摩川緑地の運動施設を利用する一占用者としての関わりが主なものであった。

1964（昭和39）年の東京オリンピックを契機に、国民の健康と体力の維持増進策の一環として、一般河川の河川敷開放政策がとられたことに始まり、1966（昭和41）年、多摩川河原橋から大師橋までの右岸延長25km、514haを、多摩川緑地として都市計画決定を行った。1966（昭和41）年から1973（昭和48）年第1次開放、1974（昭和49）年以降の第2次開放に応じて、野球場24面（うち少年野球場12）、サッカー場2面、競技場2面、バレーコート2面、広場17、芝生広場18、子供の遊び場14、自転車道1、流れいなど、77.5haにわたって整備を行った³⁰。まさに多摩川は、緑地施設のための多摩川であった。



【図1-23】多摩川緑地（瀬田）
提供：多摩川施策推進担当

(イ) 市制70周年記念事業と「多摩川エコミュージアムプラン」

そうした、単なる施設を確保するための空間としての存在から、多摩川が大きく変わることになった大きな転換点が、1994（平成6）年から翌95（平成7）年に全市的に展開された市制70周年記念事業である。

いわゆるイベント行政の問題点が指摘されるようになりつつあった、おさなりの式典やハコモノ中心の記念事業から脱却し、「夢発信かわさきー地球市民のまちづくり」をテーマに、徹底した市民参加と地域発のイベントを柱に展開されたのが、市制70周年記念事業であった。記念事業は、市民主導で企画・運営される「市民企画事業」、市民・行政による「市民共同事業」、そして市が行う「記念事業」の三つの事業で構成され、200に及ぶ事業が実施された。その中では、「多摩川なんでも探検」や「多摩川水上フェスティバル」、「多摩川ふれあいMAP」の作成など、多摩川を舞台にした様々な事業が展開されたほか、多摩川流域においても市民活動団体によって、様々な事業が行われた。その一年の記念事業の締めくくりとして、1995（平成7）年2月に開催されたのが、「地球市民会議」である。そこでは、これからの川崎市のまちづくりの方向性を示した「地球市民のまちづくり・川崎宣言」が採択されるとともに、流域の多くの市民活動団体が参加した「水と緑分科会」においては、流域において、水と緑を生かしたまちづくりを進めていくという提言と多摩川への安全なアクセスに関する提言が出された。この提言がもとになって策定されたのが、「多摩川エコミュージアムプラン」である。

「多摩川エコミュージアムプラン」とは、流域全体をとらえ、多摩川の水と緑のネットワークを軸としたうるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めていくもので、「流域の自然と歴史・

³⁰ 現在の主な施設内容及び施設数は、次のとおり。一般野球場14、少年野球場11、陸上競技場1、サッカー場3、多目的広場36、ダスト広場（ゲートボール場）8、パークボール場1、多摩川河川敷マラソンコース（古市場観技場～新二子橋先折り返し点：10.3km）、多摩川河口青少年サイクリングコース（殿町3-25地先～鈴木町1地先：3.5km）、多摩川青少年サイクリングコース（国道1号線～多摩区上河原えん堀：18.2km）県管理、ワイルドフラワー12、その他（トイレ、水飲み場、駐車場等）

文化の保全・継承」、「だれもが楽しく学び活動できるまちづくり」、「市民・企業・行政が一体となったまちづくり」の三つを基本理念として、『水と緑と歴史』そして『人』とのネットワークの形成」をまちづくりの目標としている。流域各地で、多様な市民による自律的な活動が展開され（106ページ～、資料編参照）、まさに多摩川全体がミュージアムとして機能し始めており、地域レベルでの新たなネットワーク形成とまちづくりが進みつつある。

多摩区宿河原にある「二ヶ領せせらぎ館」は、その運営拠点・情報発信センターとされ、多くの市民活動団体の活動を支える拠点施設として機能している。当初は市を含めた運営団体が館の管理を行っていたが、現在では多摩川に関わる市民活動団体のネットワーク組織であるNPO法人多摩川エコミュージアムが管理運営を受託して行っており、全国的に見ても、協働による施設管理、事業実施の成功例として注目を集めている。市としても、今後の協働型事業委託のモデルケースとして、従来の委託契約以外に「協働に関する協定書」の締結に向けて、NPOとの協議に入っている。

「多摩川エコミュージアムプラン」の登場によって、多摩川は初めて緑地施設としての多摩川から、流域全体を含め、川崎市のまちづくりにとっての貴重な資源としての存在に位置づけられることとなった。

＜「多摩川エコミュージアムプラン」に関するこれまでの主な経過＞

- | | |
|---------|---|
| 1995年2月 | 市制70周年記念事業「地球市民会議水と緑分科会」で提言。「市民、企業市民、専門家、行政のパートナーシップによる多摩川水系の自然環境と歴史・文化遺産の保全を進める」趣旨で、「多摩川エコミュージアム構想」が提言される。 |
| 11月 | 「多摩川エコミュージアム構想研究会」が発足。「第1回関係市民団体懇談会」を開催。交流誌「エコ・たまがわ」発刊。 |
| 98年2月 | 「第1回関係事業者・団体懇談会」を開催。 |
| 97年3月 | 「多摩川エコミュージアム構想」策定。 |
| 99年2月 | 「エコ・たま博覧会」が開催される。20イベント、約3000人が参加。 |
| 4月 | 運営拠点施設・情報センターとして「二ヶ領せせらぎ館」が開館。
「二ヶ領せせらぎ館運営委員会」が発足。せせらぎ館の運営・管理、7つのプロジェクトチームによる事業活動、市民活動団体への支援が展開。 |
| 2001年3月 | 「多摩川エコミュージアムプラン」（基本計画）策定。 |
| 4月 | 「二ヶ領せせらぎ館運営委員会」が「多摩川エコミュージアムプラン推進委員会」に改組される。推進委員会の支援を受けて、「かわさき水辺の楽校」が開校。 |
| 7月 | せせらぎ館内に国土交通省の「多摩川流域リバーミュージアム（TRM）」がテストラン、業務提携を始める。 |
| 11月 | 「多摩川エコミュージアムプラン連絡協議会」が発足。 |
| 02年2月 | 「NPO法人多摩川エコミュージアム」設立総会。 |
| 4月 | 所管が総合企画局企画部企画推進課からまちづくり局計画部都市計画課に移管。 |

- 「とどろき水辺の楽校」が開校。
- 7月 「NPO法人多摩川エコミュージアム」が、市と委託契約を締結。
- 11月 市まちづくり局の受託事業として、NPO法人が「多摩川アクセス環境改善緊急調査」を開始する。
- 03年3月 ニヶ領せせらぎ館上流部のワンドを国土交通省がピオトープとして整備。
- 9月 市環境局の受託事業として、NPO法人が湧水分布調査を開始する。
- 04年3月 ニヶ領せせらぎ館の来館者が延べ10万人を越える。
- 05年3月 「川崎再生フロンティアプラン」策定。「多摩川の魅力を育てる取組」が重点戦略プランに位置付けられる。
- 4月 所管が環境局緑政部多摩川施策推進担当に移管。「多摩川プラン」策定作業が始まる。
- 9月 「多摩川プラン庁内検討会議」が設置される。
- 06年3月 ニヶ領せせらぎ館の来館者が延べ15万人を越える。

(ウ) 多摩川を活かす総合的な取り組みへ～新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」

もう一つの大きな転換点となるのが、2005（平成17）年3月に策定・公表された新しい総合計画「川崎再生フロンティアプラン」である。「多摩川エコミュージアムプラン」が、市民発、地域からのボトムアップ型の動きであったのに対して、新総合計画は、行政内部からのトップダウン型の動きであったともいえる。

2004（平成16）年に、総合計画策定作業と連動する形で、市の総合企画局内部に「多摩川総合プロジェクト」が設置され、庁内の既存施策の調査や各種データの収集・分析などが行われ、その検討結果をもとに、新総合計画においては、「多摩川の魅力を活かす総合的な取組」が基本施策に位置付けられ、重点戦略プランの8「川崎の魅力を育て発信する取組」において、アクションプランとして、「多摩川にかかる全体計画の策定」など、11の事業が位置付けられた。同時に、これまで庁内に分散していた多摩川に関する施策をより総合的・効果的に推進していくために、2005（平成17）年4月、環境局緑政部に新たに多摩川施策推進担当が設置された。

現在、「多摩川エコミュージアムプラン」に即して既に流域で活動を展開しているNPO法人多摩川エコミュージアムなどの市民活動団体と、現場に基づいた具体的な調整を進めながら、次のような事業を展開している。



【図1-24】多摩川航空写真（等々力付近）

提供：まちづくり局都市計画課

②現在の川崎市の取り組み～多摩川施策推進事業～

(ア)「川崎市多摩川プラン」の策定

多摩川の持つ歴史・文化的資源や環境資源を活かしつつ、多摩川の利活用を全体的にとらえ、より総合的な施策展開をめざす「多摩川プラン」の策定へ向けて、2005（平成17）年度は基礎調査や、市民に広く呼びかけて多摩川講演会・サロンを実施した。プランづくりの過程では、多摩川に関する施策の基本理念、具体的施策やその推進方策、事業スケジュールなどを、市民と一緒に議論している。2006（平成18）年度には市民や学識者等を交えた策定委員会を発足し、計画策定に向けて協議を進めていくことになっている。

計画の内容としては、これまで市が占有してきた約73haの多摩川の緑地やサイクリングコース等の施設の利用環境向上をはじめとして、それ以外の部分も含めた約518ha（多摩川緑地都市計画決定面積）を全体的にとらえて市民活動への総合的支援方策をさぐるなど、市民協働による河川空間の利活用の促進や魅力づくりを想定している。

(イ) 多摩川エコミュージアムプランの推進

「多摩川エコミュージアムプラン」推進の中核として、活動・情報発信拠点である「ニヶ領せせらぎ館」の管理運営およびプランの推進に資する事業の実施をNPO法人多摩川エコミュージアムに委託し、市民による主体的・自発的な事業展開を図っている。事業の概要は以下のとおり（詳細は後述）。

- ・ 多摩川流域の自然や歴史を紹介する展示事業
- ・ 環境学習や歴史などのプロジェクトチームを核としたプラン推進事業
- ・ 水辺の楽校を中心とした子どもたちの体験学習
- ・ 市民健康の森の活動等と連携した市民活動支援事業
- ・ 広報誌の発行やホームページの運営等の広報事業

また、プランの円滑な推進を目的に「多摩川エコミュージアムプラン連絡協議会」を開催し、市民・学識者・企業・行政が集い、プランの推進状況や課題等を確認し、協議を行っている。

さらに、現在、国土交通省が「大師河原防災ステーション」を建設中であるが、平常時の市民利用として「ニヶ領せせらぎ館」のサテライト的な施設とすることを想定しており、2007（平成19）年度の開設にあわせて地元の町内会等との調整を進めている。



【図1-25】ニヶ領せせらぎ館
出典：ニヶ領せせらぎ館HP

(ウ) 水辺の楽校プロジェクト

水辺の楽校とは、文部科学省、国土交通省、環境省が連携して進めているプロジェクトである。水辺をフィールドに、子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進しようというもので、実際の活動主体は市民だが、安全で活動に適した水辺の整備など、市や国も関わりながら事業を展開している。日本全国で200校以上が設立され、多摩川流域で



【図1-26】とどろき水辺の楽校での魚とり
提供：とどろき水辺の楽校

は9つの水辺の楽校が活動中もしくは準備中である（108ページ、資料編参照）。

川崎市内では、「かわさき水辺の楽校」（多摩区）（106ページ、資料編NO.8）、「とどろき水辺の楽校」（中原区）（同NO.8）の2校が活動中で、それぞれ月1回程度のペースで、魚釣りや川に入っの生物観察、源流体験などを行っている。また、より充実した活動に向けて、市民と国と市の三者で構成する「水辺の楽校推進協議会」（2001年4月設立）で推進方策を協議している。

（エ）多摩川の施設の維持・管理

河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地やサイクリングコース、ハーフマラソンコース等の維持管理を行っている。ハーフマラソンコースでは、毎年11月にハーフマラソン大会、3月にはリバーサイド駅伝大会が開かれ、市内外より多くのランナーが参加する。今後も、「川崎市多摩川プラン」の策定にあわせ、河川敷施設の一体的管理と、利用環境の向上を進めていくこととなっている。

（オ）ニヶ領せせらぎ館

ニヶ領せせらぎ館は、「多摩川エコミュージアムプラン」の活動・情報発信の拠点施設として、1999（平成11）年3月に開館した。以来、年間約2万人の来場者を迎えており、2003（平成15）年3月10日には、来館者が10万人を突破し、2006（平成18）年の3月には15万人を突破した。管理運営や事業の企画・運営はNPO法人多摩川エコミュージアムに委託しており、館を中心に様々な市民活動が生まれている。

1) 展示事業

- ・ 写真展やクラフト展、活動発表などの企画展示
- ・ 多摩川の魚の水槽や四季の草花の展示
- ・ 館内閲覧用図書・関連資料の収集・整理
- ・ 堰の模型や多摩川流域の航空写真の展示（常設）
- ・ 河川情報検索用パソコンの設置（常設）

2) プラン推進事業

- ・ 多摩川環境プロジェクト…体験学習の支援、セミナーなど
- ・ 多摩川遺産整備プロジェクト…散策こみちを歩く、渡し場復活に向けた基礎調査など
- ・ かわさき水辺の楽校…宿河原河川敷を中心に活動
- ・ とどろき水辺の楽校…等々力河川敷を中心に活動
- ・ せせらぎ館PRのためのイベント…こいのぼり祭り、七夕祭り、コンサートなど
- ・ その他、平瀬川やニヶ領用水など流域での活動や、土手の桜や菜の花の植樹活動など

3) 広報事業

- ・ 情報誌「エコ・たまがわ」の発行
- ・ 各種イベントの情報収集・提供



【図1-27】夏休み多摩川水族館

提供：NPO法人多摩川エコミュージアム



【図1-28】せせらぎ館こいのぼり祭り

提供：経済局商業観光課

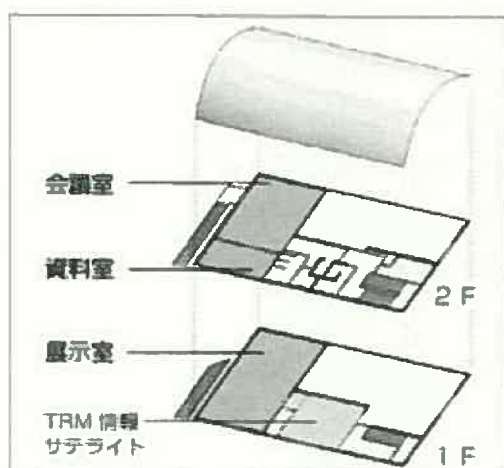
- ・ ホームページの作成・公開
- 4) 市民活動支援
- ・ 流域の関連市民活動団体に対する支援

<せせらぎ館の施設案内>

1階：展示室（ボランティアが来館者への案内を行っている。）

2階：資料室と会議室（会議室は、多摩川に関連する活動を行っている市民団体に貸出している。2006年3月現在35団体登録）

※他の部分は、国土交通省京浜河川事務所の二ヶ領宿河原堰管理棟として国が管理している。



開館時間 10:00～16:00
 (6～9月の土・日・祝日は17:00まで)

休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）

住所 多摩区宿河原 1-5-1

電話・FAX 044-900-8386

ホームページ <http://www.seseragikan.com>

交通案内 JR南武線・小田急線登戸駅
 徒歩10分

【図1-29】せせらぎ館案内図
 提供：二ヶ領せせらぎ館HP



【図1-30】二ヶ領宿河原堰
 提供：NPO法人多摩川エコミュージアム

(カ) 多摩川景観形成ガイドライン

多摩川施策推進事業のほか、多摩川の広がりのある空間を活かした街並み形成をめざすガイドラインづくりが、まちづくり局景観・まちづくり支援課により取り組まれている。川崎のまちの魅力をも高める上でも多摩川は非常に重要な位置を占めており、今後、多摩川プラン策定の動きと連動しながらガイドラインづくりが進んでいくことになっている。

③川崎市の抱える問題

現在、川崎市が多摩川について抱える問題を以下に記す。

- ・ 多摩川は多くの市民に利用されているが、多摩沿線道路による市街地との分断などアクセス環境が非常に悪い。
- ・ 維持管理費用（1㎡当り）を対岸の東京都（大田区）と比べた場合、大田区の約1/3の費用³¹となっており、これを反映するように、市民からも運動場やトイレ、水飲み場の整備など、維持管理水準の向上が求められている（42ページ参照）。
- ・ 近年、バーベキュー利用者の増加による、ゴミの放置や駐車場問題など、利用者のマナー低下が指摘されている（41ページ、図1-39）。バーベキューは、市の占用区域外である、国の管理している河原で行なわれており、そのゴミをボランティアの協力により集積し、それを川崎市の業者委託により収集しているため、市の負担も大きい。
- ・ 国や県、市など管理者の違いによる、行政の縦割りの弊害が出ている。
- ・ 安全確保の問題から、学校教育における川を活かした取り組みが消極的であり、多摩川本来のすばらしさを子どもたちに伝える機会が少ない。
- ・ 市内ホームレスの約1/3が河川敷で生活しており、利用者からも対策が求められている（42、47ページ関連）。

³¹ 大田区の約1/3の費用とは、多摩川施策推進担当調べ（2005年度）。

(3) 多摩川と市民・企業

①多摩川と市民

(ア) 市民活動団体

多摩川では、早くから市民と行政が一体となって、川づくり、まちづくりが進められている。こうした中、河川管理者と沿川自治体、流域住民、企業などが一緒になって議論を行いながら、2001（平成13）年「多摩川水系河川整備計画」が策定された。表1-6に、河川行政との市民参加のあゆみを示す。計画策定後も、多摩川流域セミナーなどのかたちで、市民と協働でのフォローアップが行われている。

【表1-6】河川行政と市民参加のあゆみ

出典：多摩川水系河川整備計画読本

市民の動き	行政の動き	河川法の流れ
		昭和29年
		旧河川法制定
昭和40年代半ば 河川敷開設が進む中、自然地の減少の懸念から多摩川の自然を守る市民運動が盛ん化	昭和41年 「第一次多摩川河川敷開放計画」開始 新基ラインビックを完成	昭和39年 新河川法制定
昭和48年 「多摩川教育河川構想」を打ち出す 多様な自然を保護する運動の先駆けとして全国的に有名になる	昭和47年 多摩川自然公園計画 開始 野生、鳥獣、水生生物、小動物、昆虫、野鳥、社会環境など多摩川の価値に対する調査を開始	
昭和49年 「クラブパー-多摩川を愛する会」結成、河川愛護活動を開始「多摩川水系自然保護団体協議会」発足	昭和50年 建設省京浜河川事務所に河川調査課を設置 調査計画の充実を図るため、全国に先駆けて設置された。流域住民との連携も開始など、これまでにない取り組みがはじまる	
昭和53年 多摩川の清浄と角の開放運動が広がる	昭和55年 「多摩川河川敷開放管理計画」（第二次河川敷開放計画）策定 自然生態系、都市計画などの学際協働による審議を重視し、さらに沿川自治体、関係市民団体の意見や住民アンケートの結果を聞いた上で、全国に先駆けて「河川敷管理指針」を策定した	
昭和59年 市民投票により多摩川八景が選出	昭和61年 「本城川誌」発刊 多摩川の博物館を全国で初めて開館。これにより、市民、学識者等の多摩川研究が進む	
昭和60年 「ニッポン用水・再生を考える市民の会」発足	平成4年 「多摩川水系水面利用計画」策定 調和のとれた土地利用を図るといふ水面利用のあり方を示す計画が策定された	
平成3年 「野川流域市民団体ネットワーク」結成	平成5年 流域住民懇話会（座長：傍山十四男）による報告書「ネットナーシップではじまるくいい川づくり」がまとめられる 基本理念は川づくり、民権づくりにはかかわる市民（団体）、企業、自治体、河川管理者のパートナーシップの構築	
平成4年 「三多摩自然環境センター」設立		
平成5年 「多摩川センター」及び「みずとみどりの研究所」設置「川緑・水と緑のネットワーク」結成		平成9年
平成10年 「多摩川市民フォーラム」設立 「多摩川流域懇話会」の中で、市民の意見を集めたり、活用する立場で自然的・主体的に参加	平成10年 「多摩川流域懇話会」設立 市民、学識経験者、流域自治体、河川管理者が「くいい川・くいいまちづくり」の発展に向けて様々な企画形成を図る目的で設立	河川法の一部改正
平成12年 「多摩川水系河川整備計画」（最終管理区間編）を補完する市民行動計画をまとめる	平成12年 「多摩川水系河川整備基本方針」決定 平成14年 「多摩川水系河川整備計画」策定 「多摩川河川環境管理計画」改訂 昭和55年に策定された「多摩川河川環境管理計画」を「多摩川水系河川整備計画」策定にあわせて改訂	

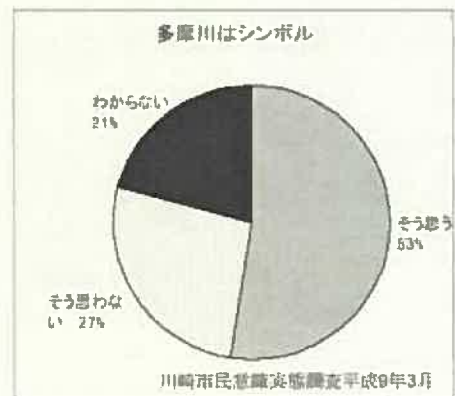
このように、流域での市民活動がさかんな多摩川であるが、川崎市においても多数の市民活動団体が、多摩川及びその流域を舞台に活発な活動を展開している(106ページ～、資料編参照)。また、市民活動団体が共通に抱える課題として、活動資金確保の課題があるが、それぞれ財団法人や民間企業の助成金制度をうまく活用したり、区の事業と連携したりしながら活動を広げている工夫が見られる。市においては、(財)かわさき市民活動センターの「かわさき市民公益活動助成金」の制度により、市民活動を側面的に支援しているが、その一部には(財)河川環境管理財団からの原資が当てられ、多摩川エコミュージアムプランの推進に資する自然環境や歴史・文化に関する調査研究等の諸活動に交付されている。

(イ) 川崎市民意識実態調査

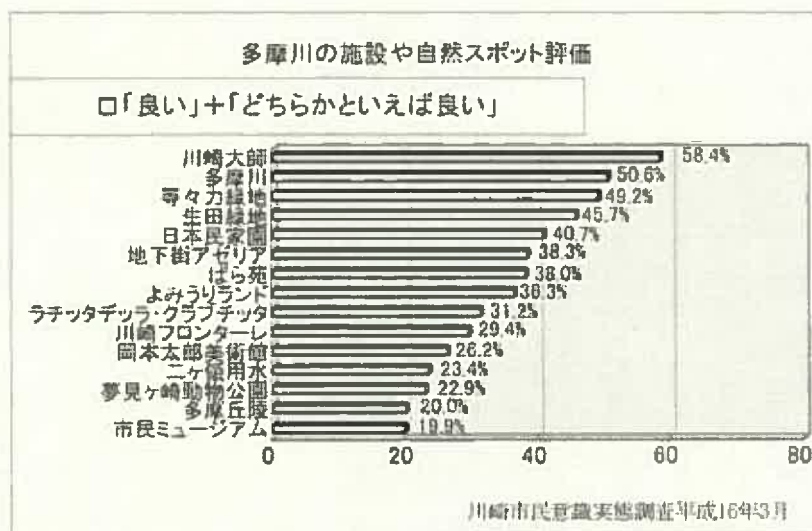
それでは、市民全体の多摩川への関心はどうだろうか。

ここでは、「川崎市民意識実態調査報告書」³²の結果を元に見ていく。

1997(平成9)年3月の市民意識実態調査においては、約半数の人が多摩川を川崎のシンボルとして認識しており(図1-31)、2004(平成16)年3月の調査でも、川崎大師について2番目に評価の高い施設となっており(図1-32)、地域資源としての多摩川に対する市民の認識が高いことが分かる。また、それを反映するように多摩川を利用したことのある率は約85%であり(図1-33)、自然環境施設の中では圧倒的に利用率が高い結果となっている。

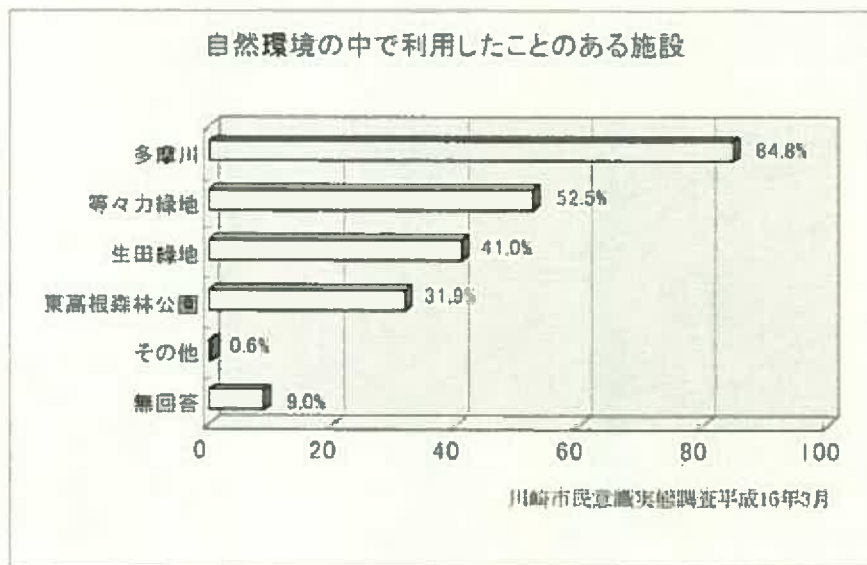


【図1-31】市民意識実態調査結果1



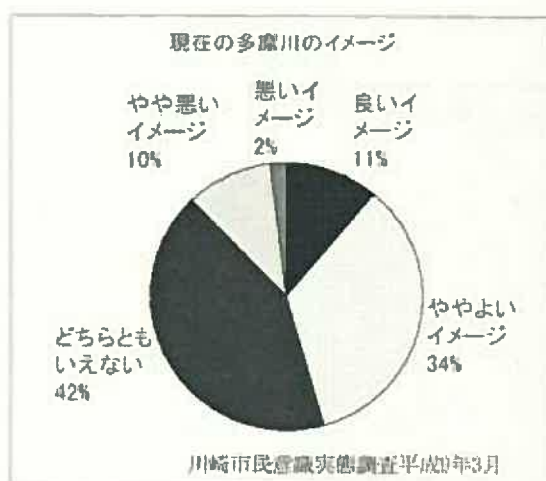
【図1-32】市民意識実態調査結果2

³² 過去数年にわたり定点観測してきた市民の定住状況、生活環境の評価、地域活動への参加状況、市民の関心ことなど、市民意識を明らかにし、今後の市施策の企画立案のための資料を得ることを目的に行なったもの。

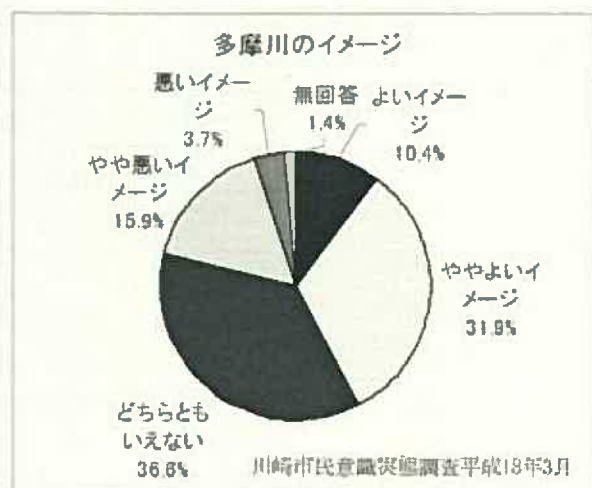


【図1-33】市民意識実態調査結果3

しかし、多摩川のイメージについて1997（平成9）年3月の調査では、よいイメージ+ややよいイメージが、45%（図1-34）を占めていたのに対して、2006（平成18）年3月の調査では、42.3%（図1-35）とやや減少している。居住区別では、下流に行くほど多摩川へのイメージが下がる傾向にある。

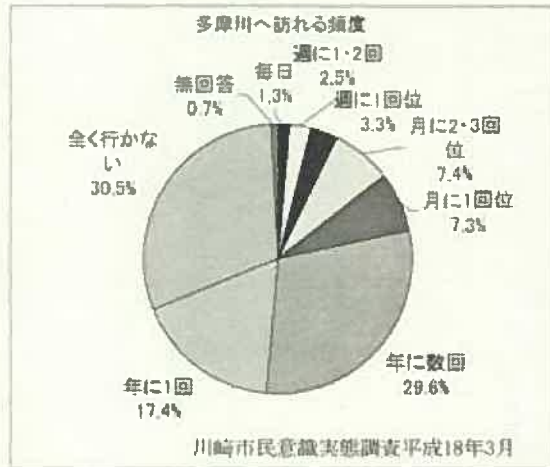


【図1-34】市民意識実態調査結果4

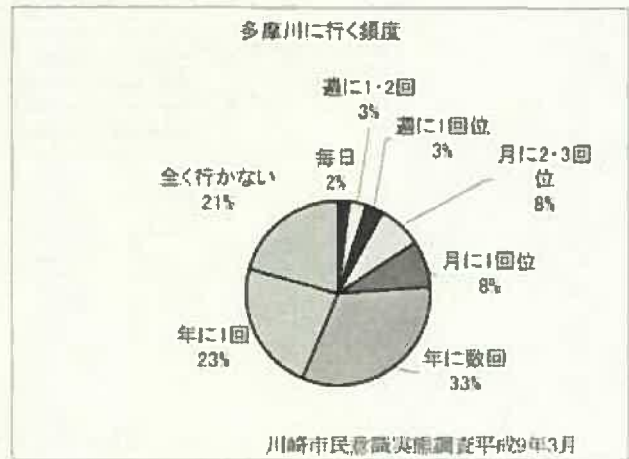


【図1-35】市民意識実態調査結果5

多摩川に行く利用頻度については、1997(平成9)年には、月に1回以上行く人が24%(図1-37)だったのに対し、21.8%(図1-36)とやや減少している。また、全く行かない人についても1997(平成9)年の21.2%から30.5%に大幅に増加している。居住区別では、多摩川に直接接していない宮前区、麻生区において「全く行かない」が40%以上を占め、ほかの区に比べて突出しているという結果が出ている。

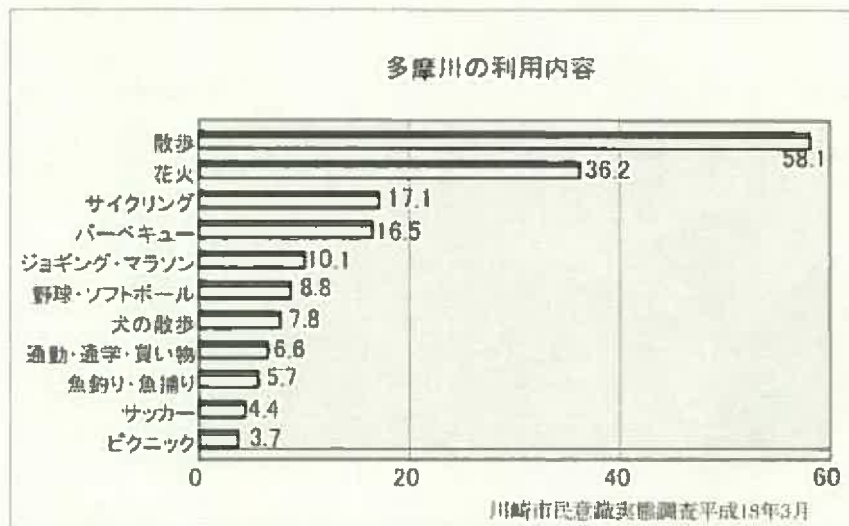


【図1-36】市民意識実態調査結果5



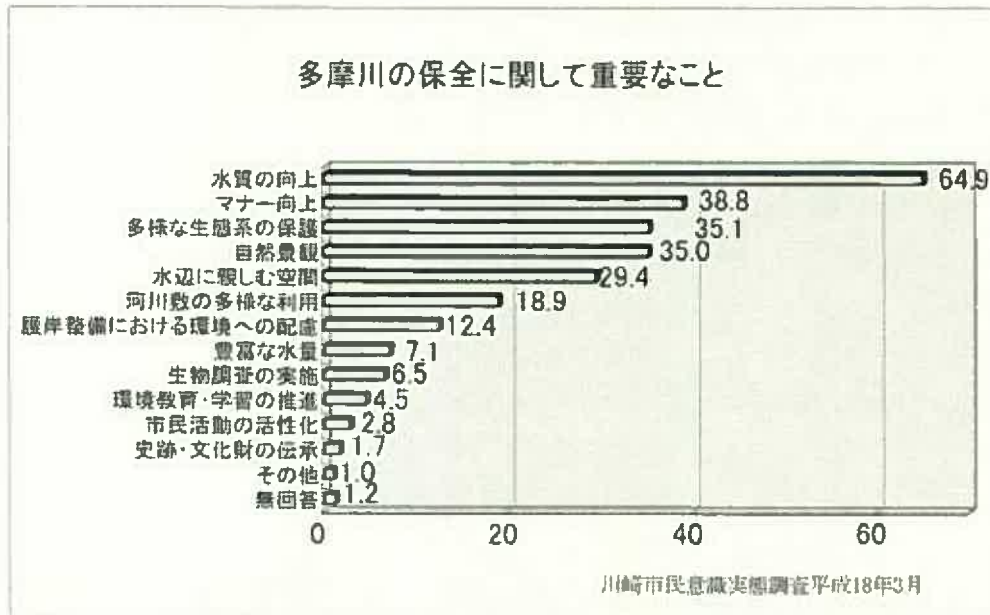
【図1-37】市民意識実態調査結果7

多摩川の利用内容については、散歩が58.1%と突出し、サイクリングやジョギング・マラソンが上位を占め、多摩川の運動施設としての利用率が高くなっている。また、花火が36.2%、バーベキュー16.5%であり、多摩川が休日にイベント的に利用されている姿が浮き彫りになった(図1-38)。

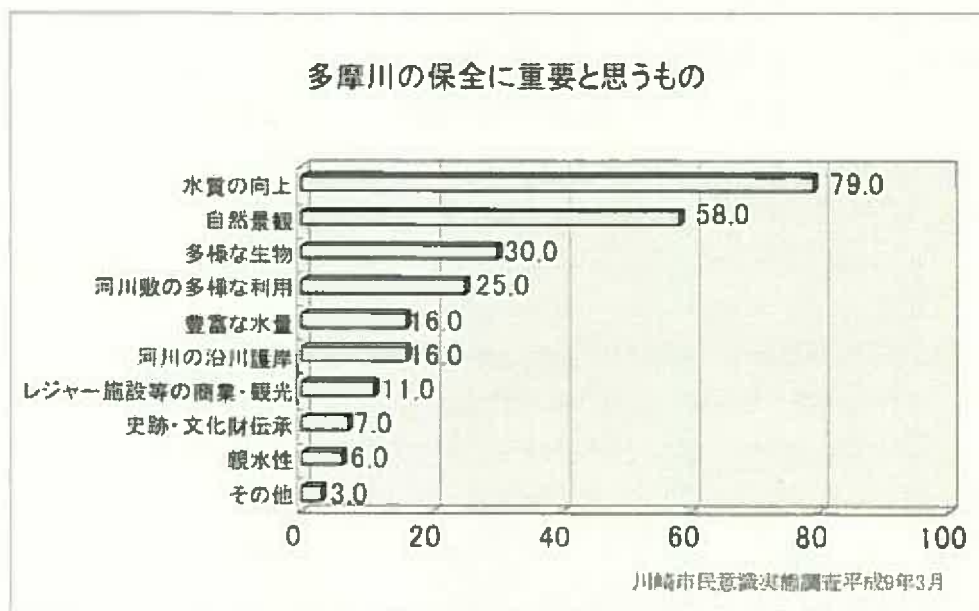


【図1-38】市民意識実態調査結果8

必要な保全策については、「水質の向上」が64.9%（図1-39）と突出しており、1997（平成9）年3月の調査（図1-40）より約14%減少しているものの、依然として汚れた川へのイメージが残っているといえる。また、マナー向上が38.8%と2番目にあげられており、ゴミやバーベキューの後始末など利用者側への自覚が求められている。



【図1-39】市民意識実態調査結果9



【図1-40】市民意識実態調査結果10

(ウ) 多摩川の利用に関するアンケート調査(2005年度)

次に、多摩川プラン策定作業にあわせて、2005(平成17)年度、多摩川施策推進担当が利用者団体・所有者・沿川法人を対象と実施した「多摩川の利用に関するアンケート調査」³⁾を行った。その結果を元に、河川敷利用者の意識を見ていく。

1) 行政に対する提案について

利用者団体⁴⁾からは施設の整備要望が多く、管理の体制づくりや公設民営方式の提案等もあった。所有者⁵⁾からは、利用者のマナー向上に対する呼びかけについて看板設置等の要望があった。沿川法人⁶⁾からも、上記2つと同様の要望や、せせらぎ館の活動の広報やホームレス対策に対する要望もあった。

2) 多摩川利用者に対する要望

ほとんどが利用者のマナーに対する要望であり、市民一人ひとりの自覚が求められている。

3) 多摩川のイメージ

多摩川のイメージについては、「以前より良くなった」、「水質がきれいになった」との意見が大半を占めており、利用者には多摩川の再生が理解されている。しかし、東京都側に比べると整備水準がお粗末との意見もあり、河川敷をどうしたいのかという明確なイメージが求められている。

4) 水辺空間としてこれからの多摩川

「自然をもっと豊かにしてほしい」、「自然に配慮してほしい」など多摩川の自然への関心の高さが伺える。コーヒーショップや花畑など、多摩川の魅力づくりへの要望もあった。

②多摩川と企業

川崎市域の多摩川における企業との連携は、これから充実を図っていく段階にあると言える。現在、関わりがあるものとしては、年に1回市が実施する「多摩川美化活動」が挙げられる。河川敷を占有している企業や沿川に位置する企業のほか、鉄道会社やバス会社などが参加しており、川崎信用金庫は、美化活動にあわせて毎年、魚の放流事業を行っている。その他にも、東芝グループが130周年にあわせて社員による多摩川河川敷の清掃を行うなど独自の動きも見られる。

川崎には、企業の事業所や工場がたくさんあり、とくに緑化の分野での連携事例が見られる。区のイベント時に花苗や種を配ったり、社員食堂の生ゴミを堆肥化して農家や学校をはじめ希望する人に分けたり、森作りを応援したりと、形態は様々である。多摩川沿いの企業も、敷地内の緑化を図ったり、市民要望の多い桜を植樹したりと間接的に多摩川の景観向上に貢献しているところもある。今後、こうした企業や企業市民の多摩川に対する関心をより一層、高めていってもらえるような働きかけが求められている。

³⁾ 多摩川の保全と利用に関して、多摩川を利用する団体や関連する法人等への意識や意向、意見や要望などを把握し、2006(平成18)年度に予定している「川崎市多摩川プラン」の策定を進めていくうえで、これらの調査結果を反映させることを目的に行なったもの。調査期間は、2005(平成17)年9月23日～10月31日。

⁴⁾ 利用団体とは、多摩川のグラウンド等の運動施設を利用している団体(19団体)のこと。

⁵⁾ 所有者調査とは、多摩川河川敷にグラウンド等を所有している企業や学校等の法人(5団体)のこと。

⁶⁾ 沿川法人とは、多摩川の周辺に位置する企業、学校(15団体)のこと。

6 まとめ

多摩川は、古くから流域住民の生活に密接にかかわってきた川である。天候に影響されるがゆえに不便さを伴いつつも、川は身近な存在であり、また、人々のコミュニケーションの場ともなっていた。江戸開幕を皮切りとした用水開削等による生活河川としての役割や、鶴飼いによる鮎漁、料亭舟遊び等、江戸文化の成熟とともに、遊び、レクリエーションの場としての多摩川の存在、役割も生まれていき、江戸時代後期頃には人と川との距離は最も近づいていたといえる。

明治維新にはいと、文明開化を契機に、多摩川を取り巻く情勢も生活河川から首都東京に隣接する産業河川としての役割に変化していった。多摩川河口には発達した水運や、大消費地東京に近いことから、幾つもの工場が建設され、京浜工業地帯の一角を形成していった。また、川崎市内を流れる二ヶ領用水も、農業用水から工業用水へと変貌を遂げ、多摩川本川だけでなく広く流域として、生活河川から産業河川へと役割を変えていったことで、次第に人と川の距離は遠ざかっていくことになった。

戦後、高度成長の影響を大きく受けたことで、産業河川として自浄能力をはるかに上回る大きな負担が多摩川にかけられ、さらに、流域の都市開発による急激な人口の増加により、大量の汚水が多摩川に流れ出たことで、水質悪化を加速させてしまったのである。1960年代にはいと「調布堰の泡」に象徴されるような死の川となり、人と川との距離は最も遠ざかってしまったのである。また、この時期には、人々のコミュニケーションの場ともなっていた「渡し」が廃止となり、水面のはるか上方を横断する橋ができ、鉄道や自動車で一瞬のうちに川を越えてしまうことが可能になったことで、川はふれるというより眺める存在となってしまったといえる。

1980年代にはいと、全国的な環境問題に対する関心の高まりから、下水道整備等の様々な浄化対策や市民運動により、徐々に水質は浄化され、多摩川の象徴であった鮎も、近年、再び遡上するようになっていく。現在、川の中に入って泳ぐのに抵抗感はあるが、バーベキューや釣りをする人など、川辺には人のにぎわいが戻りつつあり、都市の中にある多摩川の広大な自然環境は、貴重な存在となっている。

しかし、河川敷の利用者によるゴミの放置問題などモラルの低下が新たな問題となっており、生活河川であった時代に比べれば、まだまだ人と川の距離は遠いといえるだろう。高度経済成長期と現在とでは、流域の人口は全く違っており、当時と同じような、人と川との距離にすることは奇跡に近いことなのかもしれない。しかし、ここまで再生を遂げてきている多摩川を、川崎市の貴重な地域資源として未来に残していくためにも、人と川との距離を近づけることができるような取り組みが必要といえる。

以上をふまえ、図1-41に人と川との距離のイメージ図^{*)}を示す。

^{*)} 図の出典、及び提供は次の通り。図1：川崎市市民ミュージアム 図2：川崎市史 通史編 3 近代 図3：小串 嘉男氏 図4：川崎市 図5：とどろき水辺の案検

近い

(特徴)

生活河川

<江戸～明治初期>
 ・多摩川に寄り添った生活
 ・ニヶ領用水の開闢による稲作、灌漑の拡大
 ・川遊び、鮎の釣り、料亭舟遊びなど遊びの場



【図1】

産業河川

<明治初期～昭和40年代>
 ・京浜工業地帯の形成
 ・ニヶ領用水の工業用水化
 ・流域の都市開発
 ・水質悪化



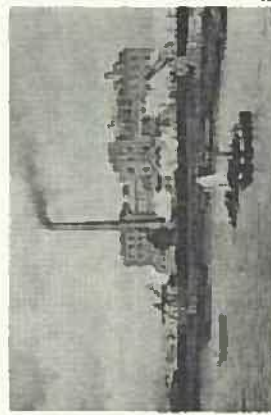
【図2】

環境河川

<昭和40年代～>
 ・上下水道の整備
 ・市民運動の盛り上がり
 ・環境への意識の高まり
 ・水質浄化



【図3】



【図4】



【図5】

人と川との距離

(水質)

遠い

(関連年表)

昭和時代

大正時代

明治時代

江戸時代

- 2000 05 多摩川施策推進担当の開設
- 97 90 01 多摩川水系河川整備計画策定
- ニヶ領せせらぎ館開館
- 河川法一部改正
- 74 多摩川河川敷第二次開放計画開始
- 73 約江水書
- 71 最後の渡し 昔の渡し廃止
- 72 川崎市公害防止条例制定
- 70 調布取水堰方シンベツ病の發いで取水停止
- 68 砂利採取全面禁止
- 66 多摩川河川敷第一次開放計画開始
- 61 新河川法制定
- 56 砂利採取禁止 (ニヶ領より下流)
- 19 14 アミガサ事件
- 19 10 多摩川下流部 未曾有の大洪水
- 19 00 96 旧河川法制定
- 明治天皇勅遣天覧
- 18 21 清ノ口水騒動
- 18 00 86 江戸大水
- 42 昭和用水堰埋まり堤内へ浸害
- 17 24 田中丘隣 ニヶ領用水改修
- 17 00 57 明暦大火
- 11 小泉次大夫 ニヶ領用水開闢完了
- 16 00 16 03 江戸開闢

【図1-4】 人と川との距離と川質における多摩川

第2章 多摩川と他河川

1 はじめに

第1章では、多摩川の姿を明らかにするために多摩川の概要や、水質、歴史、市民や企業、行政との関わりなど様々な観点から基礎的調査を行い、人と川との距離の変遷を確認してきた。現在、人と川との距離は、一番離れた高度成長期に比べれば、着実に近づいている。しかし、市民意識実態調査を見てきたように、ここ10年ほどで市民の多摩川に対するイメージが飛躍的に向上したという結果は表れておらず、むしろ若干下がっているという結果が出ている。原因として、多摩川から遠い内陸部での宅地開発が進み、多摩川に日常的にふれる機会を持つ人口が相対的に減っているとの分析もあるようだが、いずれにせよ、今後、人と川との距離を近づけていかなければ、一時の汚れた川へ逆戻りすることも考えられ、身近な存在として多摩川を見直すことのできるような施策に取り組んでいくことが求められている。

本章では、他の河川の姿や取り組みを見ていくことで、多摩川の特徴や課題を浮き彫りにしていくと同時に、人と川の距離を近づける取り組みのヒントを得ていきたい。また、多摩川の源流域にふれることで、川崎市域における多摩川の姿を捉えなおし、施策の提言に活かしていきたい。

2 他河川調査

(1) 多摩川の特徴・課題

①今後の取り組みへのヒント

他河川の調査にあたっては、まず関東近郊の5つの1級河川（鶴見川・荒川・相模川・利根川・鬼怒／小貝川）について文献調査を行ったほか、研究チームのメンバーがそれぞれ旅行先で見えてきた川（石狩川・ローヌ川）を対象とした。調査した結果、特筆すべきものを表2-1の河川調査結果一覧にまとめた。

多摩川の特徴としては、まず都市部を流れるため利用密度が高く、パーベキューなどのレジャーにおけるゴミの問題や利用者のマナーの問題を抱えていることが挙げられる。このゴミの問題は、どの河川でも共通の課題のようで、人口密集地を流れ利用度が高い川や、石狩川のように観光地になっている川ではもちろん、流域人口が少ない河川や人の目が行き届かない場所での粗大ゴミの不法投棄などの問題もある。こうした問題は、人と川との距離を離れさせる要因になることから、市の施策として何らかの取り組みが期待される。

もうひとつの側面として、多摩川は都市部を流れる割には広い河川敷が残っており、多数の市民活動が展開されている。こうした市民活動団体と連携し、河川空間を有効に活用していくことが期待される。

②ホームレスの課題

多摩川の抱える大きな課題として、ホームレスの問題がある。河川敷は、台風時に小屋が流されることもある危険な場所であるだけでなく、時には河川敷に近づき難い雰囲気を作られる

こともある。

ホームレス問題については、本市特有の課題であることは間違いなく、近年その解決が求められている。現在、川崎側の河川敷には常時約300人のホームレス（2004年現在）が暮らしており、2003（平成15）年11月、川崎区堤根にホームレス緊急一時宿泊施設「愛生寮」が開設されてからは減少傾向にある。さらに、2006（平成18）年度初めには日進町に「就労自立支援センター」、富士見公園内に「富士見生活づくり支援ホーム」が相次いでオープンし、施設退所後に河川敷や路上へ戻ることのないよう常勤雇用へつなげる支援体制が整いつつある。

本市ホームレス対策事業としては、従来の医療的ケアを中心とする緊急援護に、就労支援等の自立支援が加わって2本柱となっており、NPOなどとの協働による支援制度「ホームレス自立支援市民事業助成制度」もはじまっている。しかし、ホームレスに対する偏見や差別は依然として強い。健康なホームレスの多くは就労意欲が高いにもかかわらずホームレスが労働市場で受け入れられないのは、市民の差別や偏見、さらにそれらの増長によるホームレス自身の萎縮に囚るところが大きい。事業展開がスムーズに行かない場合もあるようである。

多くの市民に多摩川へ足を運んでもらう施策を考えたとき、ホームレスの自立支援を念頭に置いたホームレス対策が不可欠となる。安易に法的手段をとってホームレスの移動を促しても根本的な解決にはつながらない。まず重要なことは、ホームレス問題が、経済・雇用情勢、教育環境から派生して起こる社会構造的な行政課題であることを認識することである。したがって、ホームレス問題を考える上では、市民への啓発とともに、行政内部における障害を取り除きながら、それぞれのニーズに即した対応をしていく必要がある。

（2）他河川の取り組み

他河川での取り組みでは、それぞれの河川で特徴的なものが見られた。まず、市民との関わりという点において、観光河川である石狩川では、観光客が多いことでゴミや川の汚染の問題を抱えていたが、観光客離れを懸念した周辺住民のクリーン作戦により美しい川が戻ってきている。荒川、相模川等でも、花畑作りや清掃活動など、市民と協働での河川環境の管理が行われている。鶴見川では流域が小さくまとまりやすいこともあってか、国や流域自治体の連携が進んでおり、「鶴見川流域ネットワーク」（TRネット）など流域をつなぐことを目的としたNPO法人も活発に活動している。

次に、河川や河川空間の活用という点では、利根川では、とくに下流部分で流域の郷土資料館に川に関わる展示が必ずあったり、江戸までの舟運で栄えた頃の古い町並みの名残があるなど、川と人との関わりが大切にされている。小貝川・鬼怒川では、「小貝川三次元プロジェクト」や川沿いに立地する真岡市自然教育センターを活かした体験学習など、福祉や医療、教育などの分野と河川空間を結びつけての事業が展開されている。海外河川であるローヌ川では、水辺のカフェやレストラン、水上交通など、川と都市空間が一体的にとらえられ、日常の中に河川空間を楽しむ文化がある。

それぞれの河川の周辺環境は、必ずしも多摩川と似通っているものばかりではないが、以上に挙げた市民との関わりや、河川空間の活用などは、多摩川にも十分に活かしていくことのできる取り組みである。

(3) 現地調査の選定

以上をふまえ本研究では、流域という視点に着目し、「多摩川源流」の現地調査を行った。また、先進地事例として、教育、福祉、市民協働の川づくりに着目し、鬼怒川・小貝川にある「真岡市自然教育センター」、「真岡市鬼怒水辺観察センター」、「三次元プロジェクト」等の現地調査を行った。

【表2-1】河川調査結果一覧

河川名	多摩川	鶴見川	荒川	相模川
流域面積 (km ²)	1,240	235	2,940	1,680
流域人口 (万人)	425	184	930	121
全長 (km)	138	43	173	109
水源地	笠取山	東京都町田市	甲武信ヶ岳	山中湖
流域自治体数	30	7	77	17
	東京都 (10)、川崎市、山梨県 (3)	東京都・横浜市	東京都・埼玉県	山梨県 (7)、神奈川県 (10)
特徴・取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部を流れるため、利用密度が高い ・対岸の東京都との管理水準に差がある ・利用者のモラルの低下が懸念されている ・都市部を流れながらも広い河川敷がある ・ホームレス住居が多数存在する ・多摩川の最初の一滝(水干)に行くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・急速な都市化による水質悪化 ・下流部を中心にカミソリ護岸が多い ・「鶴見川流域水マスタープラン」を作成するなど、流域連携が進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部を流れるため、利用密度が高い ・下流部は放水路として、人間がつくった川であり、カミソリ護岸が連なる ・一斉清掃(荒川クリーンエイド)が実施されている ・福祉の川づくりが進んでいる ・ホームレス住居が多数存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ・無標区間が残されているなどの治水上の課題もあり、不仕装もクロースアップされている ・都市化の進展に伴い、水の高度利用や周辺地域の人口集中などにより、沿岸の緑の減少 ・河川敷に、菜の花畑がつけられている ・流域の先端技術産業などの工業用水・水田や花き栽培などの農業用水として、豊かな地域文化を育んでいる ・川崎市の主水源地である

河川名	利根川	鬼怒川/小貝川	石狩川	ロース川
流域面積 (km ²)	16,840	1,043	14,330	96,500
流域人口 (万人)	1,200	55	249	—
全長 (km)	322	112/177	268	812
水源地	大水上山	栃木県	石狩岳(上川支庁)	スイス
流域自治体数	258	27	48	—
	東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県	茨城県 (12)、栃木県 (15)	札幌市・石狩市他	スイス・フランス
特徴・取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・流域が広大(国内第2位・1都6県にまたがる)なため、流域連携に苦慮している ・東遷で現在の利根川の骨格が形成されたこともあり、まちの歴史に欠かせない存在である 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域の86%が平野であり、河川の勾配が緩いため、洪水の継続時間が長く、氾濫時の出水が引きにくい ・福祉、医療、教育への取り組みがさかん(真岡市自然教育センター、取手市小貝川三次元プロジェクトなど) ・アダプトプログラムの実施 ・1956(昭和31)年の小貝川の氾濫をきっかけに、フラワーベルトの取り組みや多彩なイベント実施されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川付近に風車があるなど観光要素がある(観光・河川にとっての主要拠点となっている) ・周辺住民によるクリーン作戦。(⇒死の川となっていた河川が復活した) 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域が広大であり、国境間をまたがるため、流域全体の協力が難しい ・河川と街(陸)が近いため、大雨による洪水被害がある。(堤防の直轄化によるところもある) ・陸から川へのアクセスが良い ・河川付近にカフェやレストランがあり、景観的・空間的活用が進んでいる ・河川管理における国の施策が進められておらず、治水における認識が低い

3 多摩川源流現地調査

(1) 調査目的

本調査は、2005（平成17）年11月22日（火）に、多摩川の源流を実体験し、また源流での取り組みについて知るため、山梨県北都留郡小菅村に、視察及びヒアリング調査を行ったものである。

多摩川を良くしていこうと考えた場合、流域全体を考える事が重要である。ヨーロッパやアフリカには大規模な国際河川が数多く存在するため、国家間の協調が大きな問題となっている。それに比べれば、日本の流域は、協調や連携を取りやすい関係にあるといえるだろう。

山梨県小菅村と川崎市は、源流と河口という特別な位置関係にあり、環境問題が重要な時代にあつて、優れた自然と景観を残す源流と、干潟やヨシ原の残る河口部の存在は貴重であり、どちらも後世に残していかなければならない。また、源流では2001（平成13）年から山や川を活かした体験交流事業として「源流体験教室」が行なわれている。川崎市内の小中学生も参加し、高い評価を得ており、小さな連携が図られているといえる。

ここでは、源流における流域を視野に入れた、現状の取り組みや課題などについて現地調査しながら、今後の流域連携や交流の可能性を考察していく。

(2) 調査内容

①小菅村概要

小菅村は、山梨県の東北端にあり、東京都奥多摩町との県境の村で、村全体の95%が山林という静かな村である。小菅川の流れ込む奥多摩湖は、東京都民の重要な水道資源であり、源流域にある水と緑の存在は大きなものとなっている。2001（平成13）年度には、第3次総合計画「源流の村づくり」に基づき「多摩川源流研究所」を設立して、多摩川の源流にこだわった村づくりが進められているが、急激な過疎化の波により人口は約1,000名にまで減少し、深刻な問題になっている。

②交流・連携について

ヒアリングの中で、「小菅村は、過疎化や合併問題などが進んでおり海を見たことの無い子どもたちがたくさんいるので、ぜひ源流と河口というほかにはない特別な関係を生かして、川崎市と地域交流を行ないたい」という村長からのお話があった。小菅村にとって、地域の活性化のカギとして、多摩川流域での源流資源の活用や上下流連携の促進が重要な課題といえる。現在、川崎市内の水辺の楽校や中学校が主催する源流体験教室への参加によって、流域交流・連携が図られており高い評価を得ている。

③循環型社会への取り組み

小菅村では、これまで村外に排出されていた林業廃棄物、一般廃棄物、農水産業廃棄物などの資源と間伐材をオガ粉にしたものと混ぜ合わせ堆肥化し再利用する取り組みが進められてい

1 約1,000名とは、2005（平成17）年国勢調査結果。

る。また、製造過程で出るヒノキ油やエキス水は有効活用され、村内で販売されている。

④源流体験教室について

少子化や核家族化が進展する中、家族や社会の中でもまれる機会も減りつつあり、豊かな自然体験や社会体験は子どもたちの健やかな成長と自立精神を育むものといえる。そうした中、多摩川源流の魅力や価値を知ってもらうために、山や川を活かした源流体験教室(図2-1)が創設され、参加者から大きな反響を得ている。源流体験は、水や川や森など自然環境に対する理解と関心を深める絶好の機会であり、自然を大切にすする心を育ててくれる、まさに教室というにふさわしい取り組みである。



【図2-1】源流体験教室

出典：多摩川源流研究所報告書(2004年度)

源流体験教室のねらいは、以下の3つである。

- ・ 源流という神秘的な美しさをもつホンモノの素晴らしさを実感させ、感動を共有する
- ・ 「自分のことは自分でやる」スタイルを貫く
- ・ 源流の美しさと厳しさを子どもたちの心に刻む

体験した子どもたちからは、「こんなに水が冷たいとは初めて知った」「川は生まれたときこんなにきれいなんですか」との感想が出ているが、一番感動しているのは、子どもたちの目の輝きを間近に見ることができた、親たちのようである。

⑤環境問題への取り組み(森林再生プロジェクト)

(ア) 概要

小菅村と源流研究所が、地球温暖化防止・森林整備を目的として、2003(平成15)年よりスギやヒノキの人工林を対象に行なっているプロジェクト。木材の大量輸入等による木材価格の低迷から、村内の民有地のスギやヒノキなどの手入れが行き届かず、長期間荒れている状態を改善し、健全な森林を整備し、森林の公益的機能と資産価値を高める事を目的としている。

(イ) 特徴

森林再生プロジェクトは、東京農業大学の専門家による森林診断に基づく事業であり、全国的にも珍しい事例となっている。過疎化が進む源流域の住民だけでは、この森林を守っていくことは不可能であるため、この流域共有の財産を源流に生活する人々とその恩恵を受ける流域市民が、協働で森林再生作業に取り組んでいる。協働の全体コーディネートを小菅村と源流研究所が行い、東京農業大学の専門家が森林診断と処方箋を作成し、北都留森林組合の方々による指導で流域の緑のボランティアが間伐や枝打ちなどの作業に取り組んでいる。

また、本田技研工業や東京電力による森林保全・自然再生など、企業による社会貢献活動も活発に行なわれている。

⑥エコセラピー

エコセラピーとは、森林環境以外の温泉や川などの「自然資源」や伝統芸能や文化芸術、伝統料理など地域生活まで含めた「地方文化資源」＝「エコ」を活用して、より総合的に健康や癒しの成果を上げる環境資源療法であり、小菅村の活性化推進策と森林の新たな利用法の一つとして研究、実践されている。

この活動の理念として、小菅村（多摩川・相模川源流）を中心とした持続可能な循環型社会の実現に向け、多摩川・相模川流域全体がひとつになり、人・水・空気・木材・文化・経済など全てが流域全体で循環していく社会を実現していくことが掲げられている。

(3) 多摩川を視野に入れた考察

本調査では、なかなか足を運ぶことがない多摩川の最初の一滴である水干にはじまり、美しい渓谷や滝を持つ美しい源流を体験することができた。生まれた時から、傷つき汚れた川に見慣れた都会の人たちにとって、源流体験は、身近な川への関心を抱くひとつのきっかけといえる。

また、源流の人たちの水源林を守ろうという高い意識や、源流への熱い思いにふれることで、多摩川とつながる市内の河川や湧水、里山などの流域に加え、源流や対岸等を含めた広い視野の取り組みが有益である。源流と河口の条件を活かした、地域交流を盛んにしていくことで、多摩川流域がひとつにつながっていくことと思われる。

現在行われている源流体験教室は、小菅村と源流研究所の少数スタッフで行なっており、安全性を確保するためには、受入れ人数に限界がある。このすばらしい取り組みを、今後も続けていくためにも、情報提供とあわせて人材育成が必要といえる。

4 先進地現地調査

(1) 調査概要

本調査は、2005（平成17）年12月1日（木）から2日間かけ、栃木・茨城両県にまたがる、利根川の支川である鬼怒川・小貝川（利根川水系1級河川）（図2-2参照）における行政機関の取り組みや市民活動の実態について、視察及びヒアリング調査を行ったものである。

鬼怒川・小貝川流域には約55万人が住み、首都圏や北関東の主要地域として発展してきている。1986（昭和61）年の小貝川の大水害以降、治水に加えて、地域の優れた資産である川の魅力を発見し、川を活かした地域づくりが進められてきている。1988（昭和63）年には、国、県、小貝沿川の市町村で組織する「小貝川流域リフレッシュコミッティ」が発足したのに加え、鬼怒川においても、1989（平成元）年に「ふるさとの鬼怒川を考える懇談会」が発足した。かつて鬼怒川・小貝川は一つの河川であったということから、流域27市町村が一体となった新しい川づくり、地域づくりを進めるため、1991（平成3）年5月14日に「鬼怒川・小貝川サミット会議」の発足へと進んだ。現在、活発な上下流交流や河川愛護意識の普及、啓発を推進するために、流域全体を会場として「鬼怒川・小貝川博覧会」が開催され、フラワーフェスティバル、スポーツ大会や研究交流など、官民の連携による川を活かした地域づくりが展開されている。



【図2-2】関東地方の河川

出典：国土交通省¹⁾

1) 約55万人とは、河川水辺の国勢調査の結果（2005年度）。

2) 1986（昭和61）年の小貝川の大水害では、台風10号により下館市の約1/4を浸水させた。

(2) 調査目的

今回の調査場所として、鬼怒川では、全国的に知られた川を義務教育の中で活用されている栃木県真岡市自然教育センター、防災センターも兼ねており市民活動の拠点になっている同市鬼怒水辺観察センターを選定した。

また、小貝川では、教育や福祉等の面で全国的に知られている取手市（旧藤代町）の「三次元プロジェクト」を実施しているNPO法人小貝川プロジェクト21の取り組みを選定した。選定理由は、以下のとおりである。

第一、自然教育センターは、「川にはあらゆる教材がある」との菊池前真岡市長の優れた見識と実行力のもとに、義務教育に組み込まれ、これまで20年にわたり実践されてきた先進的な活動である。地域の河川を学校教育の中で日常的に体感させ、ふるさとの歴史と文化を学ばせている姿は、安全性の確保の問題から、川への取り組みに消極的といえる、本市、教育委員会とは対照的といえる。

第二、鬼怒水辺観察センターの周辺一帯は、国の河川防災ステーションと平常時の市民利用の施設が一体的に整備された場所である。現在、多摩川でも大師地区に河川防災ステーションをつくる計画が進んでおり、平常時については情報発信や市民活動の拠点など「二ヶ領せせらぎ館」のサテライト施設的なものとして想定されている。先進事例として鬼怒水辺観察センターを視察することで、市民との協働及び運営のあり方についてヒントを得る。

第三、「三次元プロジェクト」とは、空（パラグライダー）・陸（ポニー）・水面（Eボート）といったツールを用いて、大人も子どもも高齢者も障害者も全ての人を対象とした河川空間を創出しようというプロジェクトである。当初はイベントからのスタートであったが、市民・メディア・行政側からも多くの支持を得ることができ、常設化に至っている。多摩川における、新たな河川空間の利用についてのイメージを広げる。

多摩川は、「自然環境施設の中で利用したことがある施設」（39ページ、図1-33）では1位となっているにも関わらず、「多摩川を訪れる頻度」（40ページ図1-36）については約3割が「まったく行かない」となっており、今後は、市民がもっと多摩川を身近に感じ、気軽に訪れることができるような取り組みが必要になってくる。鬼怒川・小貝川の事例を通して、都市の中にある多摩川という前提条件を忘れずに、多摩川における問題点・可能性を考察する。

(3) 栃木県^{もろの}真岡市自然教育センター

鬼怒川沿いにある真岡市は、栃木県の南東部に位置する自然環境豊かな都市である。首都東京から100km圏内に属し、東京駅から東北新幹線を使えば約2時間の距離にある。市の面積は、111.76km²、人口約66,000人¹⁾で都市計画、工業団地造成の整備がほぼ進み、農業、工業、商業がバランスよく調和した理想的な地方都市である。毎年公表されている全国の都市「住みよさランキング (2005年)」²⁾の結果も11位となっており、関東では4番目に住みやすい都市となっている。

①施設概要

1985 (昭和60) 年にオープンした真岡市の「自然教育センター」(図2-4、図2-5参照)は、市の西端を流れる鬼怒川左岸に隣接し、広大な鬼怒川の河川敷の中に水と緑を配した鬼怒自然公園を有し、野外活動の拠点になっている。周辺には雑木林が点在し、豊かな自然に恵まれている。

②特徴

「川にはあらゆる教材がある」との菊池前市長の優れた見識と実行力のもとに、義務教育に組み込まれた先進的な活動である。真岡市内全部の小中学校のうち小学校3年生以上全員が、毎年2泊3日から4泊5日、広大な鬼怒川べりの「自然教育センター」に、学校の時間中に入れ替わり立ち代りやってきて、思い思いに自然観察や野営、河川清掃、いかだ遊び等を楽しみながら、鬼怒川を体感し、ふるさとの歴史と文化を学んでいる (図2-3参照)。



【図2-3】自然教育センターでの学習
提供：真岡市教育委員会

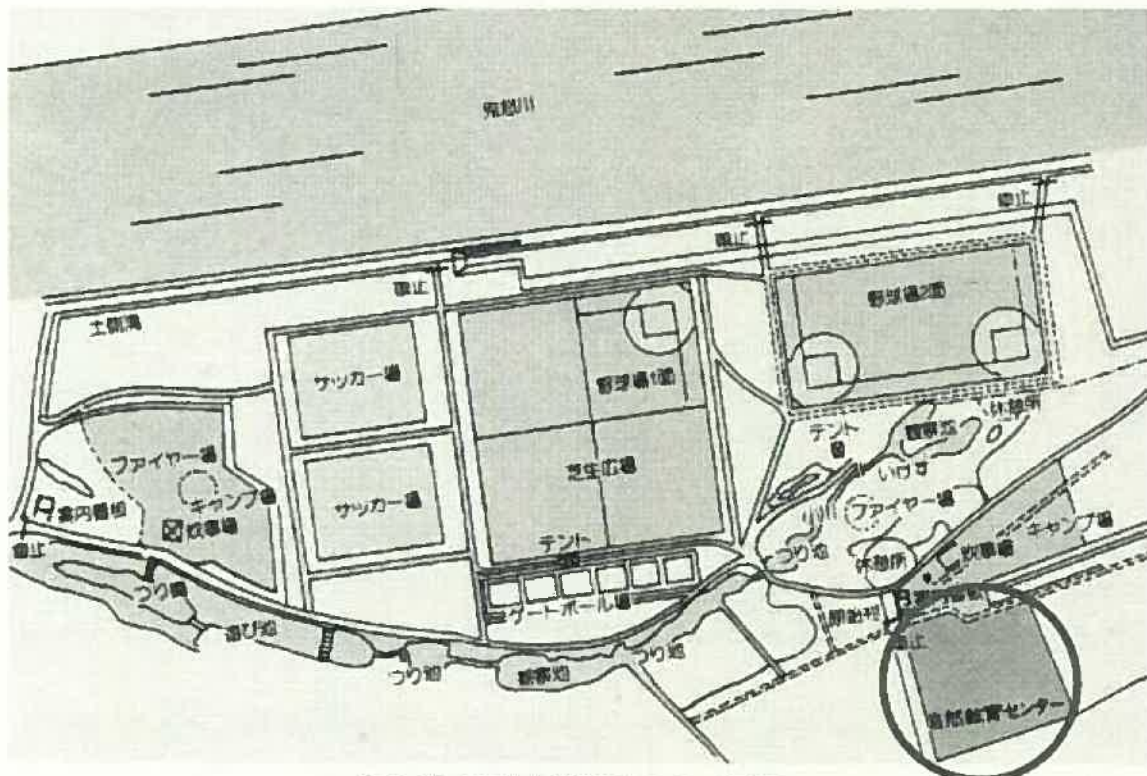
自然教育センター設立の背景には、当時の学校荒廃があり、この対策として、地域の自然の中で教師と生徒が寝食を共にすることで改善を図ろうとした経緯がある。また、自然観察などには、地域のボランティア約100名が登録されており、子どもたちが決めたメニュー³⁾に応じて支援している。さらに、「老人研修センター」も併設していることから、子どもと高齢者が共に学ぶ、交わりの場となっている。

しかし、自然教育センター設立から20年の歳月を経ているため、活動内容のマネリ化が課題となっており、見直しの必要な時期にきているようである。また、ボランティアの支援はあるものの、長期間の宿泊は、教職員への負担が大きいとの不満の声もあがっている。

¹⁾ 人口約66,000人とは、真岡市ホームページ引用 (2005年9月現在)。

²⁾ 住みよさランキングとは、朝東洋経済新報社が全国の市 (741都市) を対象に公表しているもの。ちなみに川崎市は、180位。

³⁾ メニューには、自然観察、創作活動、スポーツ・レクリエーション、炊さん活動、伝統活動などがある。



【図2-4】真岡市自然教育センター案内図
出典：真岡市自然教育センターパンフレット



【図2-5】真岡市自然教育センター全景
出典：真岡市自然教育センターパンフレット

③多摩川を視野に入れた考察

自然教育センターでの取り組みが始まってから20年、当初、体験した子供たちは、30代になり親となっている人達もたくさんいるだろう。現在、この鬼怒川を使った取り組みの効果がどれほどあったかというデータは存在しないが、20年の歳月にわたり教育現場で実践し、地域に根付いている姿は先進的といえる。

平成10年に文部省が調査した、自然体験と道徳観・正義感の関係(図2-6)からみても、真岡市の子どもたちは、宿泊や自然体験を通じて道徳観・正義感のある人間に成長している姿が推測される。多摩川沿いには、自然教育センターのような宿泊施設は存在しないため、真岡市と全く同じような取り組みは難しいと思われる。

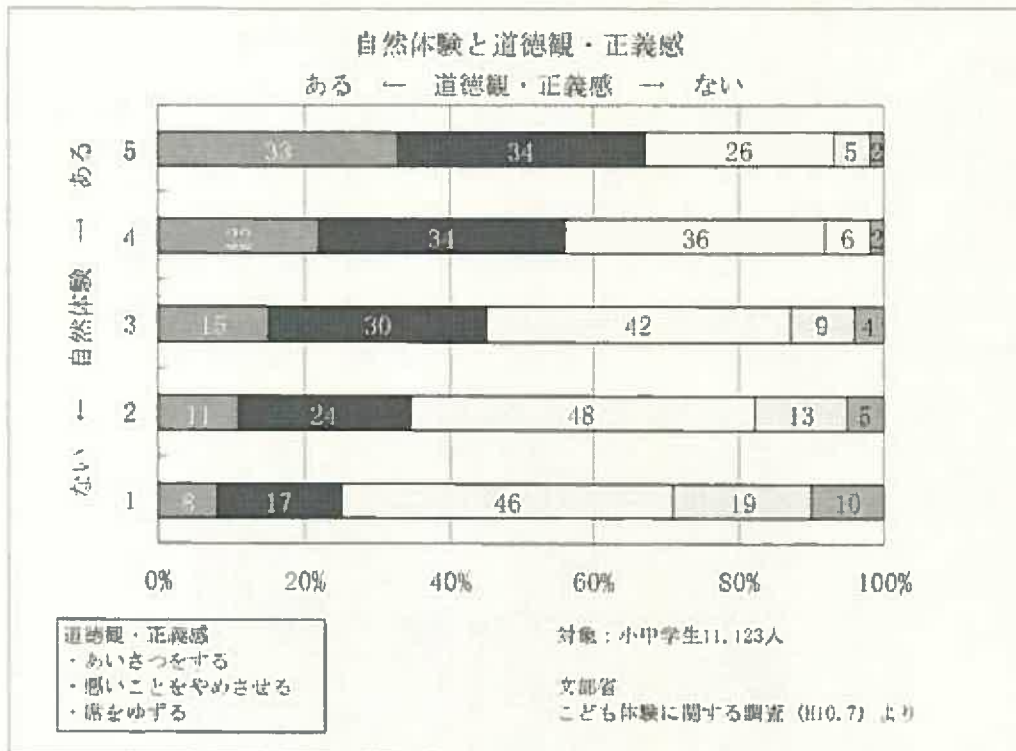
現在、同様の取り組みとして、水辺の楽校2校が活動中であり、それぞれ月1回程度のペースで魚釣りや川に入っでの生物観察、源流体験などを実施している。しかし、高齢化・資金不足など受入れ体制の問題や教育委員会との関係などから、市内の子どもたちが多摩川に触れ合える機会はまだまだ少ないといえる。

また、教育委員会への調査の中でも、教職員への負担や多摩川で環境学習するにあたっての情報不足、大型バスの駐車場問題などの指摘があり、子どもたちにとって利用しにくい環境にあるといえる。

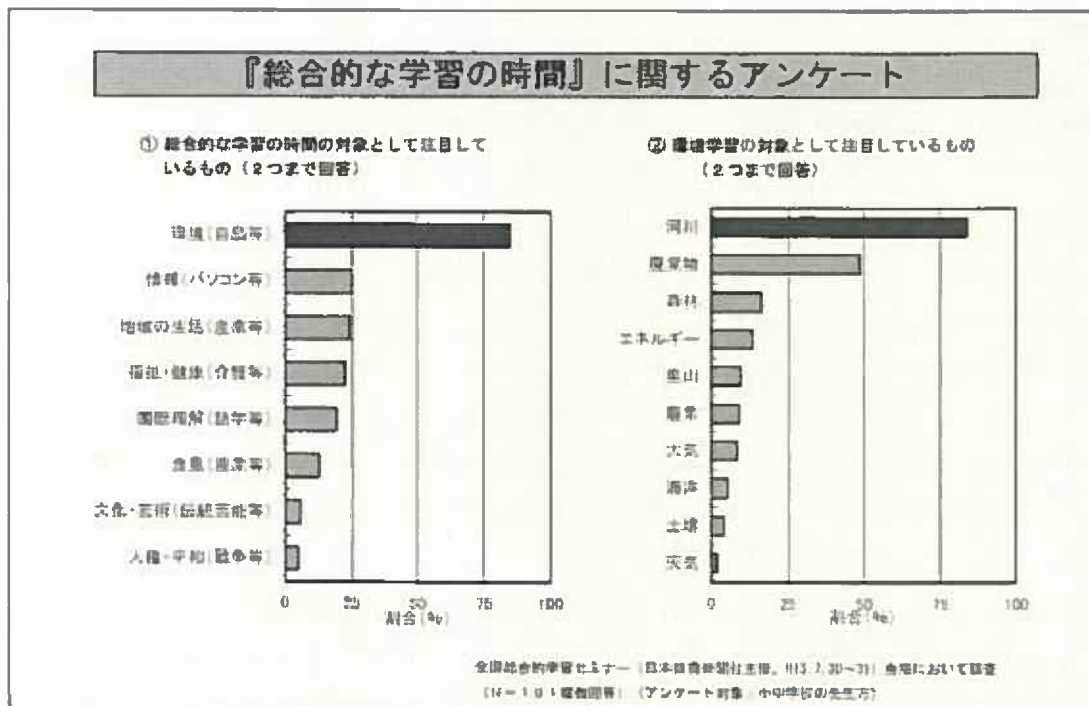
市内には、里山や二ヶ領用水、平瀬川など、たくさんの自然環境があり、多摩川だけが子どもたちを育てる手段ではないと思うが、「総合的な学習の時間」(図2-7)に関するアンケート結果に示すとおり、河川は、環境学習の対象としても一番に注目されている素材であり、日常に身近な自然の中で、子どもたちを育てることで、豊かな人間性、健康・体力といった「生きる力」を育てていけるのではないだろうか。

自然教育センターは、堤内地⁷⁾に存在しており、河川敷の施設と一帯となって効果を発揮している。多摩川には、同様の施設として、二ヶ領せせらぎ館があるため、今後は、環境学習の拠点としても、市内の子どもたちが広く活用するべきである。また、沿川道路に分断されている多摩川にとって、このように拠点となる施設は少ないといえるため、等々力緑地や御幸公園など新たな施設との連携を考えていくことが重要である。特に、等々力緑地は、多摩川に続いてイメージの良い、利用したことのある施設という結果(38ページ、図1-32、39ページ、図1-33)になっており、多摩川と一帯となった取り組みは、相乗効果の狙える魅力的な取り組みといえる。

⁷⁾ 堤内地とは、河岸や海岸に設けられた堤防に対して河川や海の反対側にあたる、人間が生活や生産を営む土地のこと。



【図2-6】子ども体験に関する調査
提供：下館河川事務所



【図2-7】全国総合的な学習セミナー会場における調査
提供：下館河川事務所

(4) 栃木県^{もろが}真岡市鬼怒水辺観察センター

①施設概要

鬼怒水辺観察センターは、1994（平成6）年から2002（平成14）年にかけて、自然観察、鑑賞および自然とのふれあいを通じて自然を理解する環境教育の場として整備された施設である（図2-8参照）。真岡市の西端を流れる鬼怒川左岸にあり、約10haの敷地内には、オオパンの池（敷地面積：7ha）、トンボの池（敷地面積=河川占用地：3ha）、鬼怒水辺観察センター（90㎡：真岡市の防災センターもかねる）がある。センターでは、周辺で観察できる動植物の情報提供や観察用具の貸し出しを行っているほか、緑地で活動する市民団体の活動拠点ともなっている（水・土・日曜日の開館）。



【図2-8】鬼怒水辺観察緑地案内図

②特徴

1988（昭和63）年に真岡市が策定した「フレ・キヌ・スコーレー真岡」*鬼怒川左岸緑地開発基本構想がもともとあったところへ、国の河川防災ステーションの造成が1997年に開始された。当初、国の計画にはなかったものの、真岡の自然を守る会、真岡の自然観察会など地元の自然保護団体からの熱心な働きかけがあり、ビオトープなどもある現在のよう形の緑地として整備することができた（緑地部分の整備費用は、国の負担）。

緑地内にあるオオパンの池はもともと水田だったところを砂利の採取業者が採掘し、そのまま残っていた穴に水がたまり、池のようになった場所にオオパンなどの野鳥がきたもので「オオパンの池」として整備した。また、新たに5つの池、芝生、草地、湿地を整備したところ、オオキトンボ、マダラヤンマなどの珍しいトンボが生息するようになり、「トンボの池」と総称するようになった。緑地一体には、「鬼怒川・真岡地区河川ステーション」としての機能もあり、災害発生時の必要な物資が保管されている。

池（ビオトープ）は、自然を熟知している市民が自ら設計したことで、自分たちの緑地という意識が高く、維持管理にも楽しみながら関わっている様子がかがえた。維持管理の作業自体は大変な部分もあるが、作業後のお茶飲みが仲間との楽しいひと時であり、自分たちの場所を自分たちで整備していくという実感が感じられているようである。

センター管理・運営は、「真岡の自然を守る会」の代表者が、市の非常勤嘱託として請け負っ

* 「フレ・キヌ・スコーレー真岡」とは、鬼怒川の河川敷と、そこに隣接する堤内地を使い、鬼怒川の清流と恵まれた緑・自然環境を有効利用する計画のこと。フレは新しい、キヌは鬼怒川、スコーレーは教育を表している。

ているが、施設の維持管理、用具の貸し出しや指導についてはボランティアが実施しており、行政と協力して計画的な観察会等も実施している。ただし、高齢化が進んでおり、地元企業退職者等に声をかけ、参加を呼びかけている。

③多摩川を視野に入れた考察

市民が、真岡市の「フレ・キヌ・スコーレー真岡構想」を上手に使った結果、センターの整備が可能になったといえる。もともと、市民の目が川に向いていたことから、国の防災ステーション計画の機会を逃さず、ビオトープ等の整備を実施することができた。市民や行政が、お互いの立場を尊重しながら、地域の課題を解決し、市民協働による維持管理を実践しながら、地域の交流の拠点となっている。同じような取り組みとして、「多摩川等々力土手のさくらを愛する会」(106ページ、資料編NO.14)が、等々力土手の一里塚付近に植樹されている桜の維持管理や補植などを実施している。しかし、このような維持管理を行なっていくには、参加が容易な場所でなければならず、沿川道路で分断されている多摩川では、地域住民の関心やアクセス改善が課題といえる。

また、市民活動が盛んな多摩川ではあるが、行政側が、活動の場所や日時に関する情報を把握しておらず、協働や連携を図るにも、お互いの情報が不足している現状といえる。今後は、行政と市民双方が、情報を共有化することで、行政と市民または市民活動同士の連携が期待できる。

(5) NPO法人小貝川プロジェクト21の取り組み

①小貝川三次元プロジェクト概要

小貝川の河川敷を使って、大人も子供も、高齢者も障害者も、時間と場所を共有し、遊び、学び、交流する事業。三次元とは、空（パラグライダー）・陸（ポニー）・水面（Eボート）といったツールをあらわす。

②特徴

1999（平成11）年から、地域住民を対象に、小貝川の三次元空間を使った3度の実証実験を実施、2002（平成14）年4月にプロジェクト推進と常設化を目的にNPOを設立した。参加者はもちろん、有識者やメディア、さらには一緒に参加した行政からも共通認識を得る事ができ、常設化に至っている。現在、取手市スポーツセンターに隣接する高齢者福祉施設「小貝川生き生きクラブ」と（財）ハーモニーセンターが運営する「小貝川ポニー牧場」を拠点に、幼児から高齢者を対象とした各種の教育・福祉事業を展開し、2004（平成16）年度には、施設利用を含め約1万5千人が参加している。小貝川を管理する国土交通省と河川敷の公園と施設を所有する取手市、優れたプログラムを持つ（財）ハーモニーセンター、熱意のある市民の代表であるNPOとのコラボレーションは、市民に質の高いサービスを低コストで提供している。



【図2-9】ポニー教室

提供：NPO法人小貝川プロジェクト21



【図2-10】Eボート教室

提供：NPO法人小貝川プロジェクト21

③多摩川を視野に入れた考察

イベントはきっかけづくりであり、市民の反応の確認にすぎず、常設化するためのしかけづくりが必要である。しかし、多摩川に新たな魅力をつくり出すためには、社会実験的な考え方の導入も必要であり、失敗を恐れずに新たな取り組みにチャレンジするべきといえる。

市民がイニシアチブをとって、多摩川に新たな魅力をつくり出すことができれば、多摩川への愛着、しいては地域への愛着が湧くのではないだろうか。さらに、拠点にイベント性をもたせることで、新たな賑わいを創出できるものとする。

実際に、自分達も馬に乗ってみて、その開放感や爽快感を実感することができた。馬を介した河川空間の利用は、意外性があり、新鮮さを感じる。新たな活用方法として検討してみる価値はありそうである。

小貝川では、川を福祉に活用し、大きな成果が出ている。多摩川でも、癒しの川づくりが進

められているが、自治体との連携は少ないといえる。今後は、誰もが行ける多摩川にすることが重要であり、福祉関係者との連携を図るべきといえる。

市民協働を実践するにあたって、活動資金の捻出が課題といえる。「協働」が「安あがりな委託先」にならないように、行政も共にかかわっていくという意識が大切である。

(6) その他

① フラワーベルト

(ア) プロジェクト概要

鬼怒川・小貝川流域の27箇所において、総延長約11kmにわたるフラワーベルト地帯が、行政と各地域の人々のボランティア活動によって進められている。

(イ) 特徴

鬼怒川沿いの千代川村で活動している「花と1万人の会」では、ゴミ捨て場だった河川敷に種を蒔いて花を育て、花が咲いたらふれあい祭りを開催し、その後サツマイモの苗を植えたりしている。活動資金は、「花の株券」を買ってもらったりと工夫しながらほとんど自分達で賄っている。その他にも、100を超えるイベントが実施されており、花を介した河川敷でのイベントが以下に示す(表2-2)とおり一年を通じて行なわれている。



【図2-11】小貝川ふれあい公園

提供：下館河川事務所



【図2-12】千代川村鎌庭地先

提供：下館河川事務所

【表2-2】鬼怒川・小貝川博覧会（2005年度抜粋）

出典：下館河川事務所HP

No	イベント名	実施日	河川	場所	主催者
1	仁江戸「花とふれあい祭り」	5/22	鬼怒川	八千代町仁江戸地区鬼怒川左岸河川敷	八千代町仁江戸行政区
2	小貝川フラワーフェスティバル2005	5/15～5/5	小貝川	小貝川ふれあい公園	小貝川ふれあい花の会
3	第14回花とふれあいまつり（鬼怒川フラワーラインづくり）	5/22	鬼怒川	千代川村大字鎌庭先 鬼怒フラワーライン	花と1万人の会
4	さつまいも定植大会	6月12日	鬼怒川	大形橋上流	花と1万人の会
5	龍ヶ崎フラワーフェスティバル2005	9月	小貝川	市貝町中央公民館グラウンド	いちかい温泉まつり実行委員会
6	小貝川フラワーベルト コスモス祭り	9/12～10/31	小貝川	真岡市君島、道祖上、須釜	真岡市
7	第16回鬼怒グリーンパークコスモスまつり	10/1～10/23	鬼怒川	高根沢町宝積寺	栃木県、(財)栃木県民公園福祉協会

（ウ）多摩川を視野に入れた考察

鬼怒川、小貝川のフラワーベルトの取り組みは地元では、知らない人がいないとあっていいほど人気があり、人と人を結ぶ地域の顔になっている。多摩川には、同様の取り組みとしてワイルドフラワー事業が展開されているが、事業当初の思惑に比べ、市民の認知度は低く、地域の顔となるまでにいたっていない。今後は、地域（多摩川）の顔を市民と行政による協働でつくりあげていくことで、地域への誇りや、愛着が生まれてくるのではないだろうか。

フラワーベルトは、もともとゴミ捨て場化していた河川敷に市民の目を向けさせるために、自らの手で、魅力をつくり出し、維持管理からイベントまでを実施し大きな効果を出している。

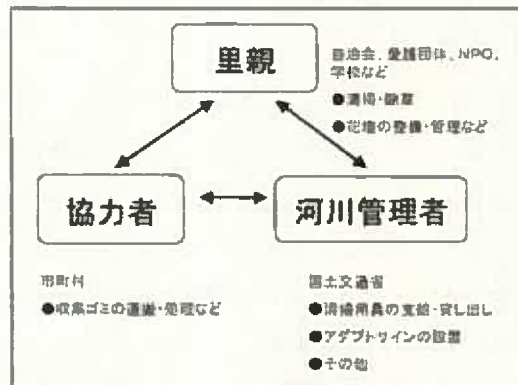
多摩川でも近年、バーベキュー利用者によるゴミの放置が地元住民を悩ましており、ゴミを捨ただけでなく、花づくりのように美しい景観をつくり出し、ゴミを捨てさせないような手法も考えられる。

多摩川は、多種多様に利用されており、生態系を考えると、必ずしもフラワーベルトを全域に広げるような取り組みは望まれていない。しかし、地域の問題解決や新たな魅力を多摩川河川敷に考えた場合、地域を限定した市民協働の花づくりは、効果的な取り組みといえるのではないだろうか。

②アダプトプログラムの鬼怒・小貝

(ア) プログラム概要

地域の人々を河川の里親にして、国・市町村が一体となって鬼怒川・小貝川の愛護活動を行なう制度のこと。地域の人々は、国・市町村と協定を結び、清掃・除草・花壇整備などを自分達のアイデアにより行い、ゴミのない鬼怒川・小貝川を実現するものである（図2-13参照）。



【図2-13】アダプトプログラム 鬼怒・小貝川のしくみ
提供：下館河川事務所

(イ) 特徴

国の支援は清掃用具の支給・粗大ゴミの処理・アダプトサイン（看板）の設置、市町村はゴミの収集及び処理・助成・補助金・活動周知・広報、里親は協定範囲の除草・ゴミ拾い・フラワーベルトの維持管理・河川利用者への河川愛護意識の啓発と、役割が明確化している。また、本来は、占用許可が必要だが、ゆるやかな制度として全10箇所で開催されている。

(ウ) 多摩川を視野に入れた考察

川への関心を高める上でも、今後、市民参加による川づくりは重要といえる。多摩川においても、様々なボランティアによる美化活動が行なわれているが、これらは、個々が独自に行なっているため、それぞれの情報を共有化し発信できれば、点が線となり、さらには面となることで、ボランティア同士の河川愛護意識の向上や連携の推進が期待できる。また、アダプトプログラムのような定期的な維持管理やゴミを捨てさせない取り組みについても検討が必要といえる。

アダプトプログラムは、全国各地の河川で実施されており、大きな成果が出ているシステムといえる。同様の取り組みが、川崎市内の河川及び水路を対象に平成18年度より試行される予定であり、多摩川においても行政と市民との協働による川づくりを検討する時期といえる。しかし、地方河川や支川のように、利用者が限定されている場合には、アダプトプログラムのような取り組みは効果的といえるが、都市河川であり、多様な利用者のいる多摩川での活用については検討の必要性がある。ただし、ボランティア＝委託費無料のような発想ではなく、しっかりと行政側もサポートしていく体制づくりが求められる。

1 アダプトプログラムは、アメリカのテキサス州で始まった「アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム」が原型。これは、道路を養子に見立て、市民グループが道路（ハイウェイ）の里親となり、散乱したゴミをボランティアで清掃したというもの。

5 まとめ

本章では、他河川調査、多摩川源流現地調査、及び先進地現地調査の結果より、多摩川の特徴や課題を浮き彫りにした。これら調査をふまえ、以下に人と川との距離を近づけるための取り組みのヒントをまとめる。

第一に、実際に、多摩川源流に行くことで、多摩川とつながる市内の河川や湧水、里山などの流域に加え、源流や対岸を含めた広い視野の取り組みが有益であり、瀬流と河口という特別な条件を活かした、地域交流を盛んにしていくことが重要である。

第二に、身近な自然の中で、子どもを育てていくことが重要であるということである。汚染の広がる前は、子どもたちの最高の遊び場であった多摩川の存在価値を見直し、真岡市自然教育センターに見られるような教育課程の中に多摩川を活用することで、地域の歴史や文化を学べるだけでなく、豊かな人間性を育むものと思われる。もちろん、安全性には十分注意が必要といえるが、川遊びは、怖さや恐れを感じながらすることに、より深い味わいや楽しさがあり、そのことを学ぶことが自然と共存していく技術を習得することにつながっていくのではないだろうか。

第三に、人と川との距離を近づける手段として、場内外地にかかわらず、拠点が必要といえる。

鬼怒川・小貝川では、拠点をうまく活用しながら、地域の新たな魅力づくりや川を介した人と人との交流が行なわれていた。多摩川にも、ポテンシャルの高い拠点が存在するため、それらをうまく活用していくことで、多摩川の新たな魅力を創出してくれるものと思われる。

第四に、鬼怒川・小貝川におけるフラワーベルトの取り組みのように、多摩川への関心を高める上で、市民協働による川づくりは重要といえる。川をただ利用するだけでなく、守り育てていく対象に転換することで、川は身近な存在となり、多摩川への愛着が生まれ、ひいては地域への愛情や誇りが生まれると思われる。